

整備基本計画 目次

第 1 章	計画策定の経緯と目的	
1-1	計画策定の経緯	
1-2	計画の目的	
1-3	委員会の設置	
1-4	関連計画との関係	
第 2 章	計画地の環境	
2-1	自然的環境	
2-2	歴史的環境	
2-3	社会的環境	
第 3 章	仙台城跡の概要	
3-1	史跡指定の状況	20
3-2	史跡の概要	21
第 4 章	仙台城跡の本質的価値	22
第 5 章	仙台城跡および広域関連整備の現状と課題	
5-1	仙台城跡の現状と課題	25
5-2	広域関連整備の現状と課題	26
第 6 章	基本理念と基本方針	
6-1	基本理念	27
6-2	基本方針	28
第 7 章	整備基本計画	
7-1	全体計画および地区区分計画	31
7-2	景観に関する計画	41
7-3	遺構保存・修復に関する計画	46
7-4	遺構表現に関する計画	49
7-5	動線計画	52
7-6	案内・解説施設に関する計画	60
7-7	便益施設に関する計画	65
7-8	地形造成に関する計画	67
7-9	関連歴史資産との連携に関する計画	69
7-10	調査等に関する計画	71
7-11	公開・活用に関する計画	72
7-12	管理・運営に関する計画	73
第 8 章	事業計画	
8-1	事業概要	
8-2	前期計画	
8-3	後期計画	
8-4	事業スケジュール	

3-1 史跡指定の状況

(1) 指定に至る経緯

※保存活用計画より転載予定

(p. 45 の第1節を転載。)

(2) 指定の状況 ※保存活用計画より転載予定

※保存活用計画より転載予定

(p. 45(第2節以降)～48 と、p. 49 のうち最新の指定地を示す図を転載。)

3-2 史跡の概要

(1) これまでの調査成果 ※保存活用計画より転載予定

※保存活用計画より転載予定

(p. 52 のうち「1 発掘調査の概要」と、p. 71-72 の表を転載。
ただし、最新のものに更新予定。)

(2) 史跡等を構成する諸要素

※保存活用計画より転載予定

(各要素位置図等の詳細は、保存活用計画を参照することとし、
地区区分 p. 91 と、構成諸要素の表 p. 115・116 を転載。)

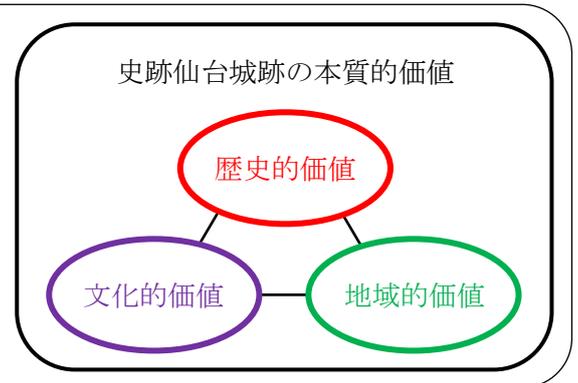
第4章 仙台城跡の本質的価値

ここでは、保存活用計画で示した仙台城跡の本質的価値を3つの観点から整理し、整備に向けた、より詳細な本質的価値を定めることとします。

仙台城跡には大きく3つの価値が認められます。1つ目は、日本有数の大大名だった伊達家の居城であり藩政を司る城郭としての歴史的価値。2つ目は、藩祖政宗が当地で育まれてきた従来の伝統を重んじながらも上方の新しい文化を取り入れ、後世へと継承された特色ある文化の原点としての文化的価値。そして3つ目は、近世から現在までの様々な土地利用の中で、杜の都仙台の象徴として地域住民に護られ伝えられてきた城郭としての地域的価値です。

仙台城跡では、これらの価値が一体となり史跡としての本質的価値を構成しています。

- 1 良好に残る城郭全体の基本的形状と各遺構
- 2 時代の移り変わりを示す城郭構造
- 3 本丸北壁石垣の変遷と城内の石垣にみる変化
- 4 政宗らしさをうかがわせる特色ある遺構と遺物
- 5 杜の都仙台の象徴



1 良好に残る城郭全体の基本的形状と各遺構

仙台城跡は、明治維新後の火災や破却、戦災等により、藩政期の歴史的建造物がほぼ失われています。しかしながら、本丸、二の丸、東丸（三の丸）といった主要な曲輪や登城路などの城郭の基本形状に加え、石垣、土塁、堀跡、門跡などの遺構も良好に残っています。また、遺物も多く確認しています。

さらに、城内水利の供給源でもあった青葉山、天然の要害としての竜の口溪谷や広瀬川等の地形や自然環境は、仙台城跡の特性をより深めており、城の歴史的景観を形成する重要な要素となっています。

なお、城内には多くの未調査箇所があることから、今後の調査によって発見される遺構や遺物も史跡の本質的価値を構成する重要な要素となります。

■構成要素

曲輪／曲輪内の各遺構／石垣／土塁／堀跡／門跡／堀切／登城路／城郭の一部としての自然地形
／出土遺物



図 4-1 仙台城跡の基本的形状

2 時代の移り変わりを示す城郭構造

仙台城跡は、築城期における本丸が持つ山城的性格と、後に造営される二の丸が持つ平城的性格が併存する城郭構造に特徴があり、これは徳川政権の確立へ向かう政治情勢の過程を反映している点で重要です。

二の丸造営後、仙台城は藩政に関わる施設が飛躍的に充実し、藩の行政機構を整えていきます。敷地の拡張も経て完成した二の丸御殿は、大手門と一体となって近世城郭らしい風格ある威容を誇っていました。一方本

丸は、政治の中心としての機能が二の丸に移った後も、公的儀式の場として大広間や城下を一望する懸造など一部の建物が維持されました。その結果築城期の軍事的性格とは異なる機能をもった空間となり、二の丸とともに政宗以後の仙台城を特徴付けています。

■構成要素

主要曲輪／曲輪内の各遺構／登城路



図 4-2 大橋付近からみた明治初期の二の丸跡
(仙台市博物館所蔵に追記)

3 本丸北壁石垣の変遷と城内の石垣にみる変化

本丸北壁石垣の解体修復に伴う発掘調査では、3時期にわたる石垣の変遷や内部構造を確認し、築城の様子を明らかにしました。ここで確認した石垣の変遷は、城内の随所に残る石垣の構築年代の検討や、地震災害からの復旧を表す遺構として重要です。

また、城内に残る石垣にも、石材の加工方法や積み方等に異なる特徴が認められます。これは、構築年代の差を示唆する一方で、主に大手道上での視覚的な演出や修復の履歴といった仙台城の歴史を直接的に反映しており、仙台城の理解を深める上で高い価値を有しています。

■構成要素

石垣（埋没石垣含む）



図 4-3 本丸北壁石垣で確認した3時期の石垣

4 政宗らしさをうかがわせる特色ある遺構と遺物

初代仙台藩主である伊達政宗は、伝統を重んじつつ、新しい要素を組み入れることにより、特色のある文化を築き上げました。これまでの発掘調査でも、それらの文化を特徴づける遺構や遺物を確認しています。

本丸には大広間を中心とした桃山期の特色を受け継ぐ御殿群があり、本丸北壁石垣の調査でまとまって出土したヨーロッパ産ガラス器や金箔瓦を含む近世初期の遺物群は希少な資料です。一方、政宗の下屋敷があった東丸（三の丸）では、池や茶室の跡と共に高級茶器等を確認しています。また、酒造屋敷では、酒造りを裏付ける建物跡や遺物を確認しており、城内での酒造りが行われていた全国的にも極めて珍しい場所です。これらの特色ある遺構や遺物等は、政宗らしさをうかがわせる文化として高い価値を持っています。

■構成要素

本丸跡の遺構と遺物／東丸（三の丸）跡の遺構と遺物／造酒屋敷跡の遺構と遺物



図 4-4 遺構表示された本丸大広間

5 杜の都仙台の象徴

仙台城跡は「仙台発祥の地」として、近世から現代に至るまで、地域とともに歴史を刻んできた杜の都仙台を象徴する史跡です。

近世は伊達家の居城が置かれる仙台藩政の拠点であり、近代以降は本丸跡が公園等として地域住民に活用され、二の丸跡は旧軍師団や大学として利用されました。現代では地域住民だけでなく、全国の人々が訪れる仙台の主要観光拠点となっています。

このような様々な土地利用の中で、藩政期より保護されてきた青葉山の豊かな自然は国指定天然記念物、仙台城跡は国指定史跡

となり、地域と行政が一体となってその価値を護り続けてきました。仙台城跡のように国指定史跡の中に国指定天然記念物を含む城郭は全国的にも稀有であり、杜の都仙台の象徴としての価値をより高めています。



図 4-5 市街地からみた仙台城跡

■構成要素

曲輪等の全体的地形／城郭の一部としての自然地形／天然記念物青葉山／水利システム

第5章 仙台城跡および広域関連整備の現状と課題

5-1 仙台城跡の現状と課題

仙台城跡における本質的価値の確実な保存と活用を通し、多くの方々の理解を得て次世代へ仙台城跡とその本質的価値を継承していくため、史跡の整備を適切に進めていく必要があります。また、史跡の整備は本質的価値の保護・顕在化に重点を置きつつ、自然環境との調和に配慮した方法で行います。

そこで、本節では、上記のことに関する課題を、「保存のための整備」と「活用のための整備」の2つに分け、下記表にて整理しました。

なお、これらの現状と課題は、本質的価値を含む仙台城跡全体に関係するものであり、それぞれの本質的価値に係るものです。

表 5-1 仙台城跡の現状と課題

	現状	課題
保存のための整備	仙台城跡の大部分の実態が未解明	○計画的かつ継続的な各種調査研究
	遺構保存・地形保全の環境整備が不十分	○史跡指定範囲の拡大 ○日常の維持管理 ○状態記録と変形等把握 ○遺構毀損の防止対策（車両通行管理等） ○植生環境の管理 ○関係機関等との連携・情報共有
	自然災害・事故等への対策と周知機能の不足	○防災・防犯、事故防止に配慮した整備 ○防災・防犯、事故防止に関する周知
活用のための整備	来訪者の安全確保等が不十分	○危険箇所等の状態把握 ○安全・安心を確保する整備
	史跡と自然環境が調和する景観・眺望の確保が不十分	○城郭としてふさわしい景観の確保 ○眺望確保のための植生管理
	城郭として来訪者へ理解してもらい整備、興味・関心を得るための活用が不足	○調査研究成果の積極的な発信と周知 ○調査研究成果に基づく遺構の再現等による顕在化に向けた整備 ○回遊性のある城内空間の整備 ○新しい史跡活用技術の導入 ○学びの機会の提供やイベントの実施 ○関係機関等との連携 ○関連歴史資産との連携
	支援を必要とする方や外国人観光客等を含めた来訪者が満足できるための整備が不足	○ユニバーサルデザイン等を意識した城内空間の整備

5-2 広域関連整備の現状と課題

『史跡仙台城跡保存活用計画』p. 33-35 および本計画第3章にて整理したように、仙台城跡周辺には、経ヶ峯伊達家墓所や石切丁場推定地等、「仙台城跡に関連する歴史資産」が、城跡の半径5～6km四方に18箇所存在しています。また、日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の構成資産として、仙台城跡や陸奥国分寺薬師堂（重要文化財）等、多くの歴史資産が存在しています。これらを仙台城跡の広域関連整備の対象として、下記の通り課題を整理します。

【来訪手段の課題】

市内を循環する観光バス「るーぷる仙台」、もしくは地下鉄や市バスの公共交通機関により、幾つかの「仙台城跡に関連する歴史資産」を訪れることができます。一方で、公共交通機関では来訪がしにくい場所もあります。そのような「仙台城跡に関連する歴史資産」への来訪については、関係部局との連携により「るーぷる仙台」の停車地の追加や、他の交通手段を検討する必要があります。

また、それらの歴史資産へ、レンタサイクルや自家用車による来訪は可能となっていますが、駐輪場・駐車場が整備されていない場所もあります。

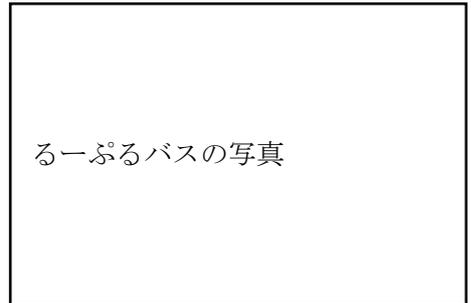


図5-1 るーぷるバス

【周知・コース等の課題】

「仙台城跡に関連する歴史資産」について、公共団体により、下記のように周知されています。

- ・「仙台観光国際協会」により、14のモデルコースが設定され、そのうち11コースが仙台城跡に関連する歴史資産のいずれかを訪れるものになっています。
- ・宮城県、岩手県、山形県内の10の自治体で構成される「伊達な広域観光推進協議会」により、教育旅行「伊達な学び旅」が設定されています。仙台城跡に関連する歴史資産のうち、経ヶ峯の瑞鳳殿、大崎八幡宮の基本情報が掲載されています。

仙台市内の観光や、「仙台城跡に関連する歴史資産」等の各種パンフレットは、関係機関や関係者等がそれぞれの視点で作成・配置しています。今後、「仙台城跡に関連する歴史資産」の活用を進めるにあたり、周知状況や内容を把握し、互いに連携を図る必要があります。

さらに、「仙台城跡に関連する歴史資産」の多くは、本丸から眺望できることから、眺望サインによる周知強化が必要です。

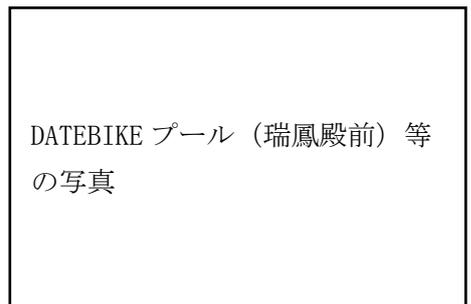
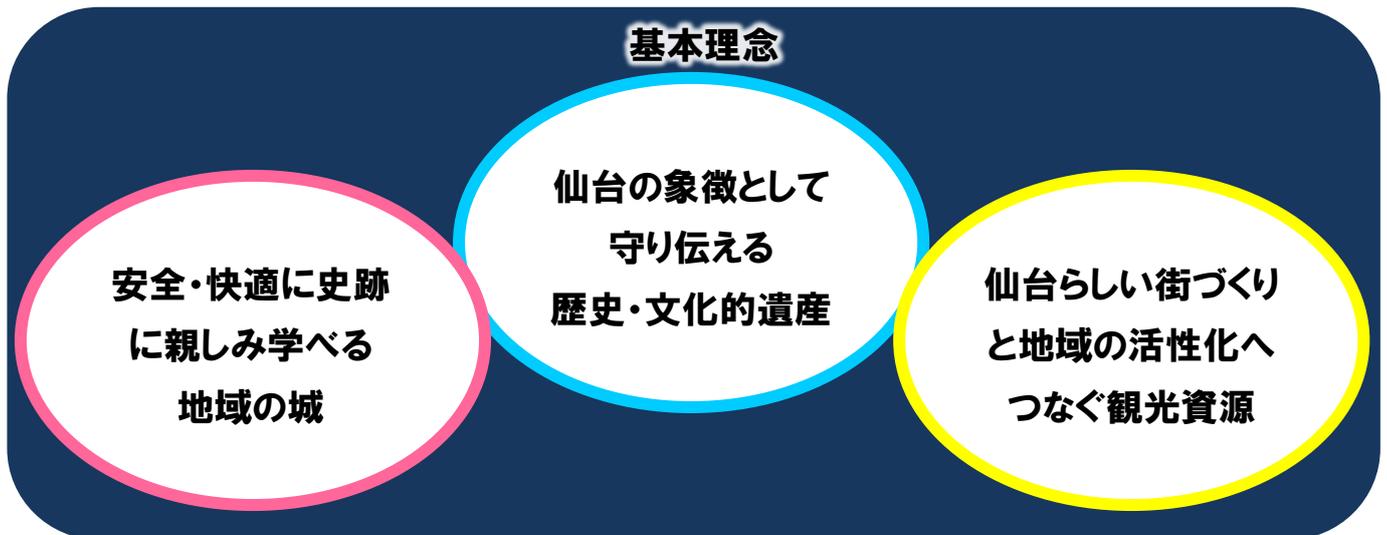


図5-2 レンタサイクル

～整備基本計画で目指す仙台城跡の姿～
杜の都仙台の象徴としてふさわしい姿

下記の基本理念のもと、仙台城跡の本質的価値を顕在化し、保存と活用を推進するための整備を進めます。



■ 仙台の象徴として守り伝える歴史・文化的遺産

- 仙台の歴史の原点、仙台の象徴として市民の誇りとなるよう仙台城の持つ本質的価値を適切に保存し、史跡の周辺環境を整備することで、次世代へと確実に継承します。
- 継続的な調査・研究を行い、仙台城跡の姿を解明し、調査成果に基づいた整備を行うことで、来訪者の理解・関心を深めます。

■ 安全・快適に史跡に親しみ学べる地域の城

- 来訪者がより安全・快適に散策できる城内環境を実現します。
- 来訪者が城内を回遊しながら史跡に親しみ、その歴史や価値を学べるような整備を行います。

■ 仙台らしい街づくりと地域の活性化へつなぐ観光資源

- 仙台らしい街づくりの中核事業として整備し活用を図ります。
- 地域を活性化する観光資源として来訪者がより一層楽しむことができる魅力ある整備を行います。

史跡仙名城跡が持つ様々な課題を解消する整備において、前節で述べた基本理念に基づき、基本方針を下記の7つに定めます。

(1) 継続的な調査研究と維持管理による、遺構・遺物の保存と次世代への継承

継続的な調査研究の実施により、仙名城跡の実態解明に努めます。また、計画的かつ継続的な維持管理によって、仙名城跡における本質的価値の中核をなす遺構・遺物を恒久的に保存し、次世代へと継承します。

(2) 城郭らしい景観の顕在化および眺望の確保

城郭らしい景観とは、城郭の本質的価値を構成する要素が顕在化され、来訪者がその価値を体感し、理解を深めることができる景観のことを指します。城郭本来の地形や遺構の顕在化、歴史的建造物の再現により、一層城郭らしい景観を表出します。また、現状、城郭らしい景観と城郭内外からの眺望は、繁茂した植生によって阻害されています。そのため、植生の現状把握と管理の検討を行い、城郭らしい景観の顕在化と眺望の確保を図ります。植生管理は関連部局との連携を図りつつ、青葉山の自然景観との調和に配慮した方法で行います。

(3) 安全・安心・快適な城内環境の実現

史跡内での防災施設の適切な整備、城内環境の日常的な点検等による状態把握を行い、危険性を含む箇所への周知と迅速な対応を徹底することで、安全性を確保し安心できる城内環境の実現を図ります。また、園路や便益施設、サイン施設等を整備し、来訪者にとって快適な城内環境の実現を目指します。

(4) 来訪者の回遊性向上

来訪者の回遊性向上を図るため、様々なモデルコースを作成して周知します。整備に関しても、要所にサイン施設を整備し、仙名城跡の歴史を体感しながら理解を深めることができるモデルコースを整備します。また、ガイドンス施設や公園施設などを含む周辺施設と連携を図り、仙台市街地との連続性のあるモデルコースとして仙台市街地からの回遊も促進します。

(5) 様々な来訪者への適切な対応

支援を必要とする方や外国人観光客など、仙名城跡を訪れる様々な方が仙名城跡の魅力を体感し、理解を深めることができるよう、多言語表示等のユニバーサルデザインと、バリアフリーの観点を考慮した整備を行います。

(6) 史跡情報の積極的公開・活用・宣伝

仙名城跡の魅力に触れ、理解を深めてもらえるよう、継続的な調査研究の成果を公開し、成果に基づいた活用を積極的に行います。また、興味・関心をより多く得られるように仙名城跡の魅力を積極的に宣伝します。

(7) 市民協働・地域との連携推進

仙台市民と仙名城跡の価値を共有し、地域との連携を密に図ることで「地域の城」としての認識を深め、仙台市のまちづくりに寄与します。また、イベントや学習機会の提供等、地域住民のニーズに合った活用

を検討し、仙台市の主要観光拠点として市民協働で地域活性化を目指します。

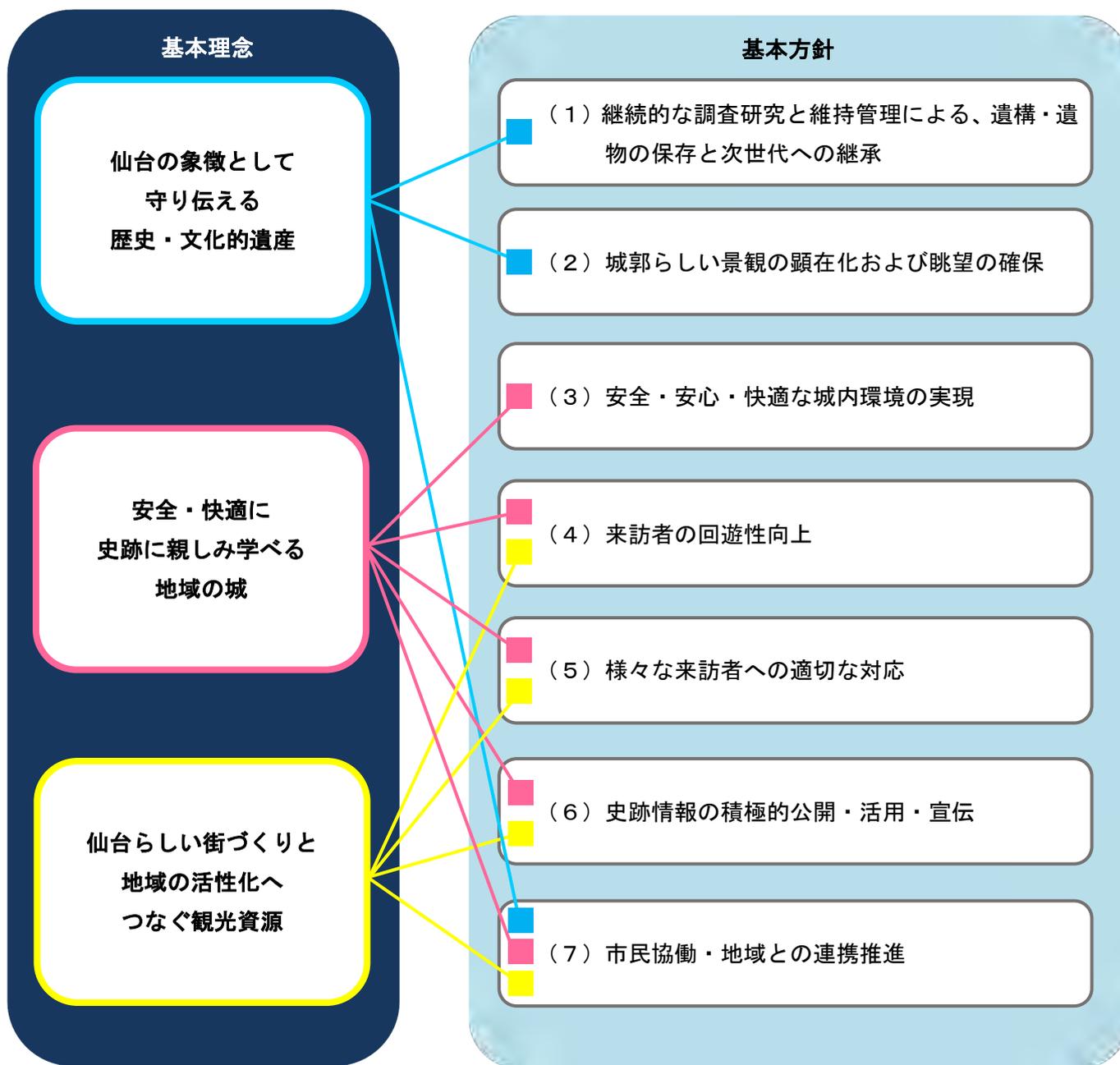


図 6-1 基本理念と基本方針の関係図

なお、本章で述べた基本方針と、第7章で述べる各整備の計画との関係は、下記の通りです。

※整備の計画のうち「7-1 全体計画および地区区分計画」と「7-12 管理・運営に関する計画」は、整備全体に関わる内容のため、下記表には表していません。

基本方針	整備基本計画
(1) 継続的な調査研究と維持管理による、遺構・遺物の保存と次世代への継承 発掘調査や史料調査の実施、き損や災害への対応	7-3 遺構保存 7-10 調査
(2) 城郭らしい景観の顕在化および眺望の確保 遺構の顕在化、植生の管理、歴史的建造物の再現	7-2 景観 7-4 遺構表現 7-8 地形造成
(3) 安全・安心・快適な城内環境の実現 災害対応、石垣の動態観測の実施と更新、危険木の伐採、雨水排水処理	7-2 景観 7-8 地形造成
(4) 来訪者の回遊性向上 各整備区域の拠点化、各回遊ルートの意味づけ、案内・サイン施設整備、ガイド活動	7-5 動線 7-6 案内・解説 7-7 便益
(5) 様々な来訪者への適切な対応 ユニバーサルデザイン、多言語対応	7-6 案内・解説 7-7 便益
(6) 史跡情報の積極的公開・活用・宣伝 出前講座、見学会、イベント利用、ガイド活動、博物館や（仮称）公園センターとの連携	7-11 公開・活用
(7) 市民協働・地域との連携推進 史跡の保存・活用等における市民協働、学校教育との連携、関連歴史資産ネットワーク	7-9 関連文化財 7-11 公開・活用

第7章 整備基本計画

本章では、仙台北城跡が史跡として今後目指すべき整備基本計画について述べます。整備には長い期間を要すると考えられますが、現状を踏まえた上で仙台北城跡が理想とすべき整備の在り方を示します。なお、実効性をもって今後整備を行う10年間を本計画の計画期間として、整備内容については、第8章にて事業計画を示します。また、整備においては、関係部局と連携・協力の上、仙台市の計画として推進します。

7-1 全体計画および地区区分計画

(1) 全体計画

仙台北城跡の本質的価値を守り、活用していくためには適切な整備を行う必要があります。整備は前章で提示した基本理念と7つの基本方針に基づき、各遺構の特性や課題に応じてゾーンを設定して実施します。整備にあたっては、事業計画（10年間（前期整備1～5年、後期整備6～11年））を設定し、市の様々な計画や施策との調整を図りつつ実効性のある計画を示します。また、11年目以降の整備内容については後期整備の実施状況等を勘案し、本計画の見直しを行い、検討していきます。

なお、整備の基準となる時期は、原則として城郭が機能した最終の時期となる幕末期とします。なお、遺構の残存状況等によっては、曲輪や整備ゾーン単位などで、その他の適切な整備時期を検討することとします。

(2) 地区区分計画

整備にあたり、仙台北城跡を構成する曲輪や地区の特性、歴史的変遷、整備上の課題を考慮して地区区分を行い、6つの整備ゾーンを設定します。そして、来訪者が安全・快適に仙台北城跡の歴史を表す景観を楽しみながら城域全体を回遊し、より深く魅力に触れられるように、それぞれの整備ゾーンに14の整備区域を設け、以下に述べる遺構保存、動線、景観、公開・活用等に係る諸計画を立案します。

なお、整備ゾーン・整備区域は、平成16年3月策定の『仙台北城跡整備基本構想』に基づいていますが、本丸北西地区が追加指定されたこと等により、一部内容を見直しました。

【整備ゾーン】

整備ゾーンと整備方針を、次表のとおり設定します。

表 7-1 整備ゾーンと整備方針

整備ゾーン名	範囲	ゾーンの概要と整備方針
A 水系整備ゾーン	御裏林の御清水～中島池跡～五色沼～長沼の一带	水辺を散策しながら、自然環境を利用した城郭の水利システムについて理解を深めるゾーンです。主に水系の維持管理を目的とした整備を行います。
B 本丸整備ゾーン	本丸跡の一带	本丸と、本丸から望める周辺歴史資産との関係性について理解を深めるゾーンです。主に本丸の遺構表示等の整備と、眺望に関する整備を行います。
C 大手門整備ゾーン	大手門～二の丸詰門～中島池跡～扇坂下の一带	大手門を中心とした、二の丸や扇坂、中島池を含む一体的な歴史的景観と、藩政の中核としての二の丸について理解を深めるゾーンです。主に各種調査成果に基づく歴史的建造物の再現と遺構の整備を行います。
D 東丸（三の丸）整備ゾーン	東丸（三の丸）跡の一带（五色沼、長沼	堀や土塁といった城郭における外構の形状や規模と、その防御性について理解を深めるゾーンです。主に各種調査成果に基

	含む)	づいた歴史的建造物の再現や、遺構の整備を行います。
E 登城路整備ゾーン	巽門からと大手門からの本丸へ至る登城路とその一帯	登城路を中心とした、城郭の構造と景観について理解を深めるゾーンです。主に登城路の理解を深める整備を行います。
F 崖地整備ゾーン	本丸東および南の崖地の一帯	自然地形を利用した山城的性格を持つ城郭としての景観の理解を深めるゾーンです。遺構保存と景観保全の面から、本丸周辺の崖地保全の整備を行う必要があります。

○整備ゾーンに含めない範囲

仙台北城跡には、「史跡指定地」と「史跡を目指す範囲」があります。「史跡指定地」のうち、所有者との調整等が必要な土地については、今回の整備ゾーンには含めませんが、土地所有者と連携し、現状の維持管理に努めます。また、「史跡を目指す範囲」についても、今回の整備ゾーンには含めませんが、遺構保存と活用が図られるよう関係者等と調整します。

ア. 史跡指定地

史跡指定地のうち整備ゾーンに含めない範囲は、本計画の計画期間では、現状の維持管理に努め、将来的に整備手法等の検討を行うこととします。範囲と本計画の計画期間における方針は、下記の通りです。

[平成 22 年度追加指定地（二の丸西部）]

この区域は、二の丸の西端部から二の丸外にかけての区域であり、二の丸の外郭を区画する堀跡や溝跡、武家屋敷などの存在が想定されます。現在は、更地や山林となっています。

二の丸詰門整備区域と離れており、二の丸の主要な殿舎からも離れていることから、史跡全体から見て整備の優先度は低く、そのため、現時点では整備区域としての設定は行わず、現状の維持管理に努めます。

[平成 24 年度追加指定地（本丸跡西部）]

この区域は、平成 24 年度に追加指定された区域の南西部にあたります。本丸跡の西辺部の区域であり、切通や平場等の遺構があります。現在は、山林となっています。

市有地ではないことに加え、市道仙台北城跡線が通っていることから、園路の確保などが困難な状態です。そのため、現時点では整備区域としての設定は行わず、現状の維持管理に努めます。

[御裏林（水系整備ゾーンを除く範囲）]

この区域は、天然記念物青葉山に指定され、東北大学植物園として東北大学によって管理されています。区域内には、本丸へ続く尾根を遮断する堀切をはじめ、中世山城期と考えられる遺構などが存在しています。当該区域は、史跡指定範囲に加え天然記念物指定地であることから、関係機関と調整を行い、整備の在り方を検討する必要があります。

そのため、現時点では整備区域としての設定は行わず、東北大学植物園の活用事業との連携を図るとともに、遺構の測量などの調査を計画的に実施しながら将来的な整備の手法を検討していきます。

イ. 史跡を目指す範囲

「史跡を目指す範囲」については、開発行為がある場合は、事前の発掘調査を前提とし、遺構に与える影響が最小限となるよう、引き続き協力を求めます。追加指定後は、本計画におけるいずれかの適切な整備ゾーンに設定し、その整備方針に基づいて、整備手法の検討等を行います。

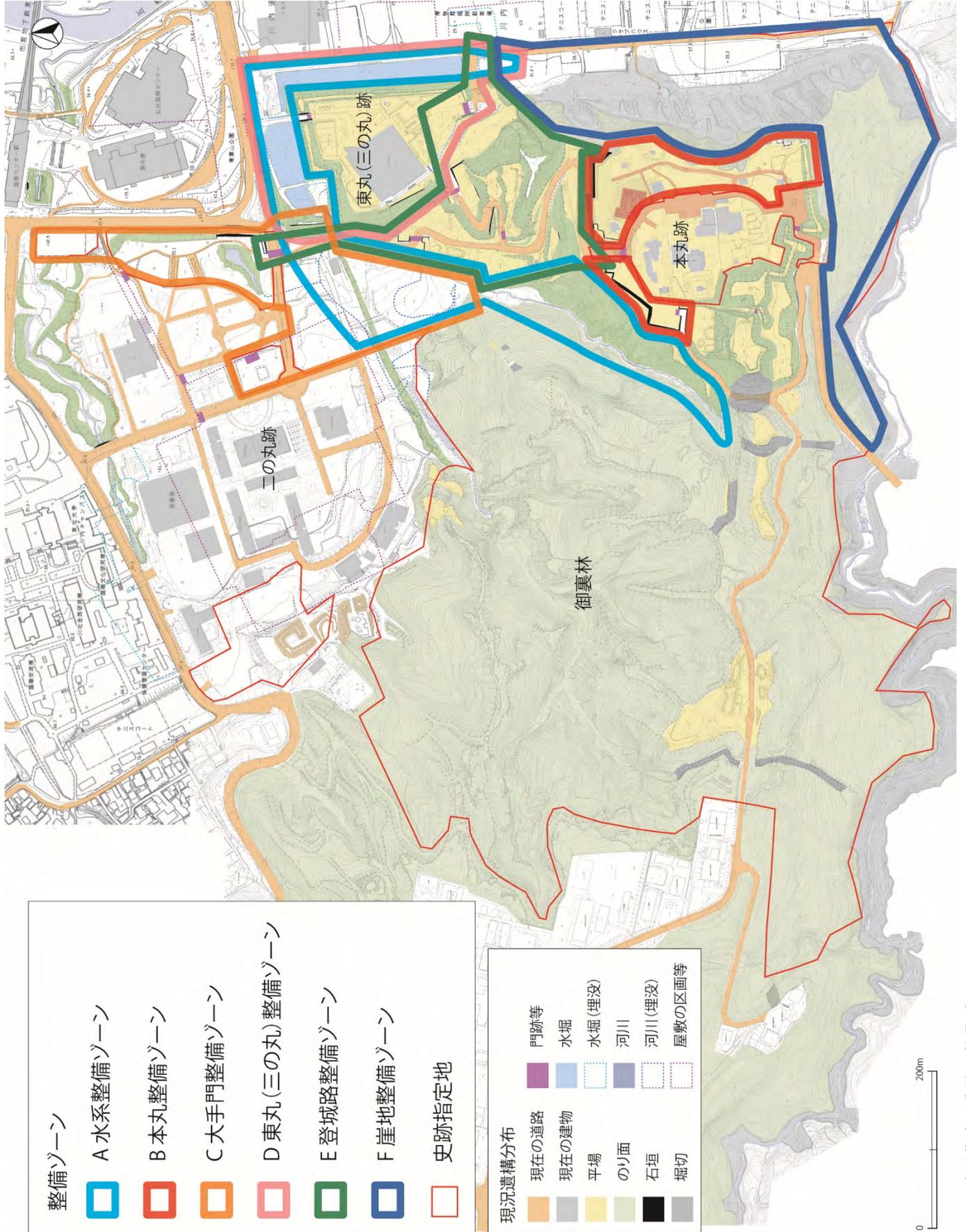


図 7-1 史跡指定地全体と整備ゾーン

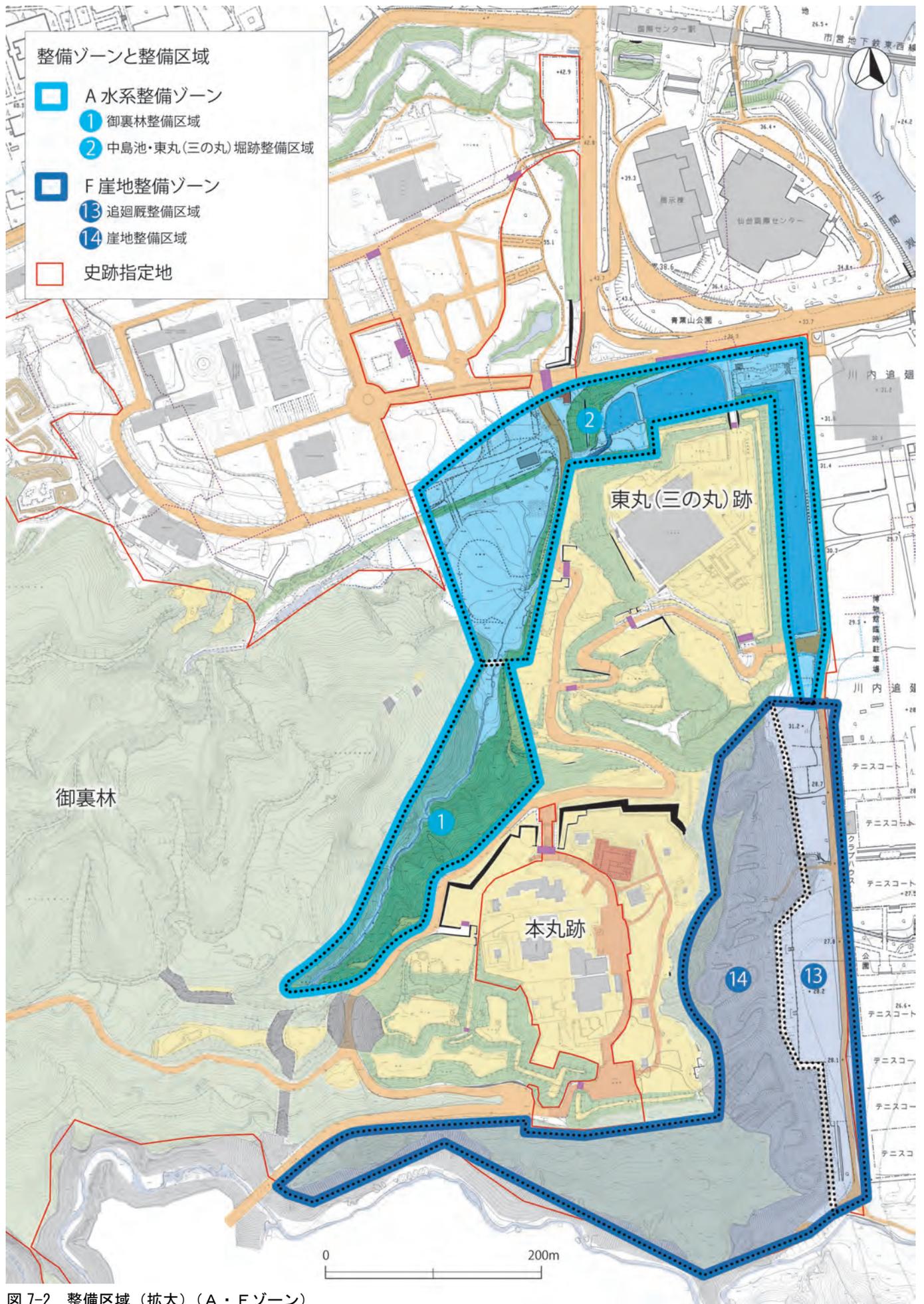


図 7-2 整備区域 (拡大) (A・Fゾーン)

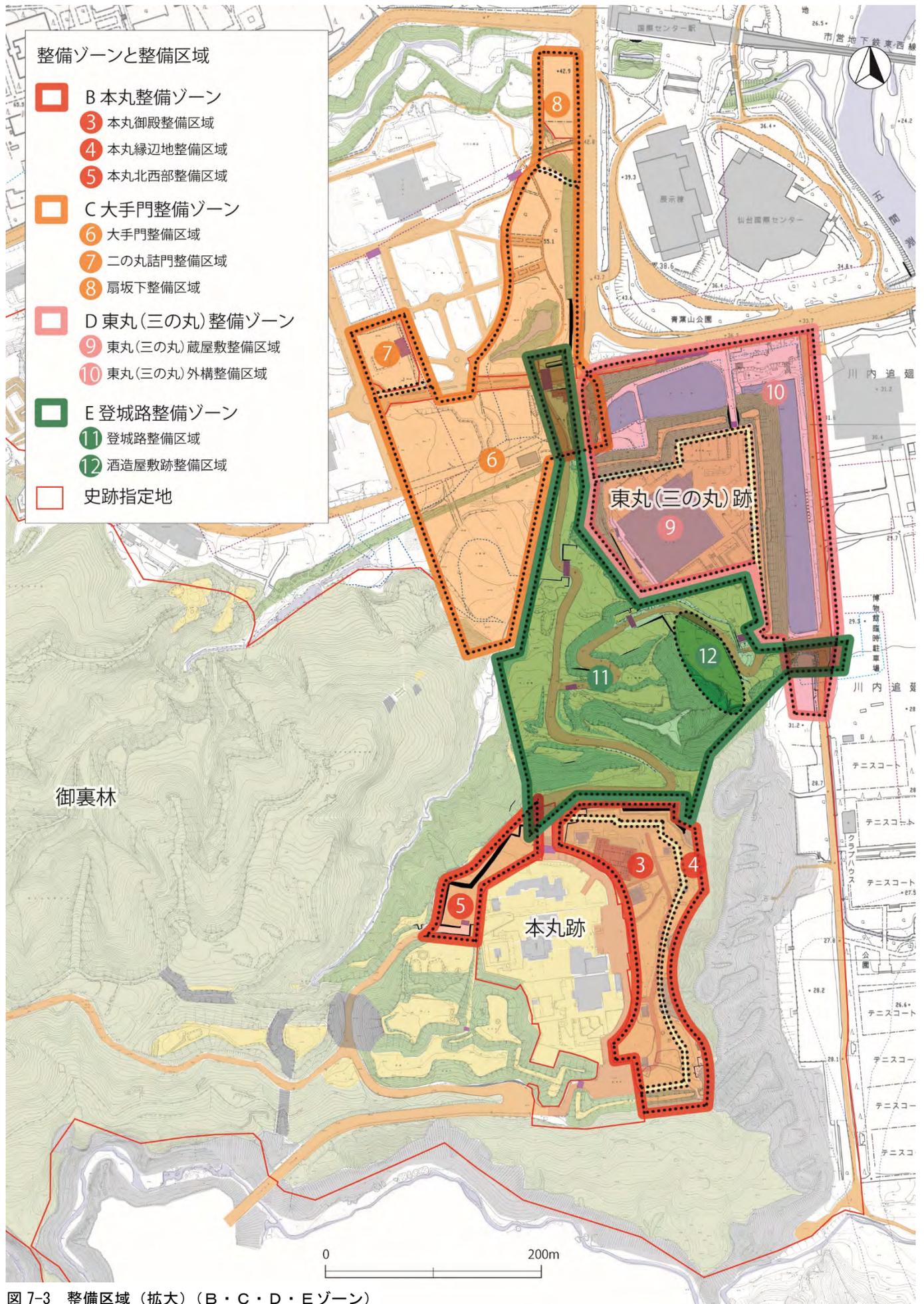


図 7-3 整備区域 (拡大) (B・C・D・Eゾーン)

【整備区域】

設定した6つの整備ゾーンごとに、整備区域と現状・課題、整備等の方針を整理します。なお、範囲が重複しているゾーンや整備区域もありますが、各ゾーンの整備方針に従い内容を整理しています。

表 7-2 整備区域と現状・課題と整備等方針

整備ゾーン	整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題		整備等の方針
			現状	課題	
A	①御裏林整備区域	<ul style="list-style-type: none"> 城郭の一部としての自然地形 天然記念物青葉山 御清水 	仙台城の堀および本丸の水源である御清水周辺には、本丸の取水口の貯水槽と考えられる未整備の遺構（石垣）が残存している。	○遺構調査と整備	→遺構の実態を明らかにする調査を行い、当該結果に基づく整備に向けた検討を目指す。
			御清水周辺には、近代以降に設置されたコンクリート製構造物が残置され、史跡の景観上、ふさわしい状況となっていない。	○史跡の景観上ふさわしい状況への整備	→関係機関と整備に向けた調整を行い、御清水周辺の遺構と周辺の自然環境とが調和した整備を目指す。
			御清水までの動線が未整備である。	○御清水までの園路・サイン等整備	→城郭全体の水利システムを来訪者が理解できる整備を検討し、植物園内において案内サインの設置、園路等の整備を関係機関と協議・調整の上検討する。
			天然記念物青葉山の管理と史跡仙台城跡の管理等の調整が十分に図られていない。	○天然記念物の管理と史跡の管理および整備の両立	→関係機関と調整し、仙台城跡と青葉山の調和的な管理および整備を目指す。
②中島池・東丸(三の丸)堀跡整備区域	<ul style="list-style-type: none"> 各曲輪 区域内の遺構 城郭の一部としての自然地形 堀跡 	御清水を水源とする仙台城跡の水利システムについて周知が図られていない。	○仙台城跡の水利システム周知のための整備	→仙台城跡の特徴の一つとして、御清水から中島池、五色沼、長沼から広瀬川にいたる水利システムを広く周知できるよう整備を目指す。	
		五色沼および長沼に湛える水について維持管理を行っているが、整備に伴い拡大する維持管理の検討が図られていない。	○範囲拡大後の計画的な清掃と浚渫工事の検討	→維持管理範囲の拡大後も、関係部局と連携の上、計画的な清掃と浚渫工事を継続し、水質管理を行う。	
B	③本丸御殿整備区域	<ul style="list-style-type: none"> 主要曲輪 石垣 門跡 区域内の遺構（大広間跡他） 区域内の出土遺物 	仙台城跡で最も来訪者が多い区域だが、来訪者は本区域の北東部で市街地を眺めるに留まっており、回遊性が低い。	○来訪者への見所の提供による回遊性向上	→サイン施設や動線の整備を行い、来訪者が仙台城跡の本質的価値を理解するとともに、回遊性の高い空間を創出する。併せて、平場を利用した市民活動やイベントなどの活用を検討する。
			遺構表示による整備を行っている大広間跡は、経年劣化等により、部分的なき損がみられる。	○維持管理と必要に応じた補修等と応急措置	→整備した遺構の日常的な点検を行い、来訪者の安全性に配慮した対応を図る。
			区域内の石垣について、維持管理の基本台帳となる石垣カルテが未作成である。	○石垣に関する基礎資料の作成と関係部局との連携	→関係部局と連携し、石垣カルテ等の基礎資料作成に向けた測量調査を行い、維持管理を行う。また、変形やき損が認められた場合は必要な範囲で維持・補修・修復等を図る。
			発掘調査が大広間跡周辺と巽櫓跡のみに限定され、区域内の実態が明らかになっていないため、整備が不十分である。	○各種調査と成果公開および整備	→計画的な各種調査等を行い、調査成果の積極的な公開を目指す。なお、実態が明らかになった遺構については、整備を目指す。
			ガイダンス施設である仙台城見聞館と、本丸北壁の石垣モデルを設置しているが、他の解説施設との連続性や関係性が薄く、また、史跡全体の回遊に繋がる展示内容になっていない。	○史跡全体の回遊に資する展示内容の検討	→来訪者に仙台城跡の魅力を伝え、理解を促す。
④本丸縁辺地整備区域	<ul style="list-style-type: none"> 曲輪 区域内の遺構 	本丸東側崖面の縁辺部は現在も大雨等により崩落が続いており、部分的に補強工事を実施しているが、全ての崩落	○定期的な点検による崩落状況の把握	→崖地を定期的に点検し、崩落状況の把握に努める。	
			○点検結果に基づく崩落防止工事等	→定期的な点検の結果、崩落が認められる又は崩落の危険性がある場合は、適切な	

C	⑤本丸北西部 整備区域	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣 ・城郭の一部としての自然地形 ・区域内の出土遺物 	には対策ができていない。		方法で早急に崩落防止工事を実施する。また、危険性について来訪者への周知を図り、安全性の確保に努める。 崩落防止工事にあたっては、関係部局と連携し進める。
			発掘調査は一部でのみ実施しており、実態が明らかになっていないため、遺構に関する整備が行われていない。	○各種調査と成果公開および整備	→計画的な各種調査等を行い、調査成果の積極的な公開を行う。
			植生の繁茂による、遺構や地形への影響が懸念される。また、本区域から仙台市街への眺望が阻害されている。	○遺構保護・地形保全・眺望確保のための植生管理	→植生管理方針に基づく植生管理を継続的に行う。
			眺望に関するサインが不足しており、周辺歴史資産との関連性や位置関係などの理解が得にくい状態である。	○眺望サインの設置	→植生管理による眺望確保に伴い、眺望サイン等の充実を図る。
			回遊動線に付随する休憩施設が不足しており、来訪者にとって快適な城内空間となっていない。	○休憩施設の追加設置等	→快適に回遊できる城内空間を目指し、休憩施設の追加を検討する。
	⑥大手門 整備区域	<ul style="list-style-type: none"> ・曲輪 ・区域内の遺構 ・石垣 ・門跡 ・城郭の一部としての自然地形 ・区域内の出土遺物 	本丸北西石垣に沿って市道が通り、車両通行による石垣のき損が頻繁に起きている。	○石垣の保護	→車両の通行止めを含めた、市道の取扱いについての協議を関係機関と行い、問題解決を目指す。
			区域内の石垣について、維持管理のための基本台帳となる石垣カルテが未作成である。	○石垣に関する基礎資料の作成と関係部局との連携	→関係部局と連携し、石垣カルテ等の基礎資料作成に向けた測量調査を行い、維持管理を行う。また、変形やき損が認められた場合は必要な範囲で維持・補修・修復等を行う。
			西門跡の枡形虎口やそれを構成する石垣などが良好に残されているが、安全上の問題から市道側からの来訪者の立ち入りを規制しており、本質的価値の周知が十分にできていない。	○見学動線の整備 ○安全性の確保 ○サイン等の整備	→西門などを見学しながら安全に回遊できる動線の整備、サイン等の整備を目指し、来訪者の理解を促す。
			被災による石垣復旧の解説サインを設置しているが、市道側からの立ち入りに制約があり、サインの機能を十分に果たしていない。	○既設解説サインの設置場所と形状の再検討 ○見学動線の整備	→既設の解説サインについて、見学動線に配慮した設置位置およびデザインの検討を行い、適切な整備を目指す。
			発掘調査は一部でのみ実施しており、大手門や中島池等の実態が把握できていないため、遺構に関する整備が不十分である。	○各種調査と成果公開および整備	→計画的な各種調査等を行い、調査成果の積極的な公開を行う。なお、実態が明らかになった遺構については、整備を目指す。
	⑦二の丸詰門 整備区域	<ul style="list-style-type: none"> ・曲輪 ・区域内の遺構 ・石垣 ・門跡 ・登城路 ・中島池 ・城郭の一部としての自然地形 ・区域内の出土遺物 	大手門および脇櫓の復元は市民等からの要望も寄せられているが、これまで実現に至っていない。	○復元に向けた調整と整備	→大手門および大手門脇櫓については、復元の基準を満たすものとして位置づける。
			大手門跡直上を市道が通っており、復元を行う状況が整っていない。	○復元に向けた市道の取り扱い検討	→車両の通行止めを含めた、市道の取扱いについての協議を関係機関と行い、問題解決を目指す。
			現在、中島池跡には、過年度の石垣修復工事時の石材を保管し一定の面積を占有している。	○石材の取扱いを含めた中島池跡の整備の検討	→関係部局と連携し、保管石材の取り扱いの検討を行う。
			植生の繁茂により、本質的価値の顕在化を阻害している。	○本質的価値顕在化のための植生管理	→植生管理方針に基づく植生管理を継続的に行う。
			二の丸詰門等が、絵図により本区域に存在したと考えられるが、未調査で実態が明らかになっていないため、遺構に関する整備が行われていない。	○各種調査と成果公開および整備	→計画的な各種調査等を行い、調査成果の積極的な公開を目指す。
⑧扇坂下	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内の遺構 	植生の繁茂により、仙台城跡の一部であることが認識しにくくなっている。	○本質的価値顕在化のための植生管理	→植生管理方針に基づく植生管理を継続的に行う。	
		区域の北側は未調査の区域のため、実態が不明であり、遺	○各種調査と成果公開および整備	→計画的な各種調査等を行い、調査成果の積極的な公開を目指す。	

	整備区域	・区域内の出土遺物	構に関する整備が行われていない。 本区域は国際センター駅から最も近い箇所にあるが、駅からの回遊が少なく、有効的な活用も図られていないため仙台城跡の一部であることの認知度が低い。 道路境界の植栽により、空間としての認知度が低く、西側では植生の繁茂により地形が不明確であり、き損も懸念される。	○本区域の活用方法と整備手法の検討 ○サインの設置 ○本質的価値顕在化と地形保全のための植生管理	→各種調査の結果に基づいた整備を目指す。国際センター駅からの最寄りの回遊拠点として、駅からの誘導と仙台城跡の理解を促すサイン等の充実を図る。 →植生管理方針に基づく植生管理を継続的に行う。	
D	⑨東丸（三の丸）蔵屋敷整備区域	・曲輪 ・区域内の遺構 ・石垣 ・区域内の出土遺物	発掘調査は一部でのみ実施しており、本区域の構造や歴史の変遷等の実態が明らかになっていないため、遺構に関する整備が行われていない。 仙台市博物館は仙台城跡のガイダンス施設として、来訪者の史跡への理解を促しているが、調査成果等の新たな情報反映が十分ではない。	○各種調査と成果公開および整備 ○仙台城跡に関するガイダンス機能の更なる向上	→計画的な各種調査等を行い、調査成果の積極的な公開を目指す。 →調査研究成果を踏まえ、展示内容や設備のより一層の充実化を図る。	
		⑩東丸（三の丸）外構整備区域	・石垣 ・土塁 ・堀跡 ・門跡	植生の繁茂により、遺構や地形への影響が懸念され、土塁等の遺構が認識しにくくなっている。 巽門跡南東の堀（馬出堀）は埋没しており、堀の旧状等が不明である。 曲輪の虎口として、北に子門跡があるが、虎口としての周知・整備が不十分である。	○遺構保護と本質的価値を顕在化するための植生管理 ○巽門跡南東の堀（馬出堀）の各種調査と整備 ○各種調査成果の公開と整備	→植生管理方針に基づく植生管理を継続的に行う。 →各種調査により堀の実態を明らかにするとともに、整備に向けて調査結果に基づく検討を行い、堀の復元を行う。 →計画的な各種調査等を行い、調査成果の積極的な公開を目指す。
	⑪登城路整備区域		・曲輪 ・区域内の遺構 ・石垣 ・土塁 ・門跡 ・登城路 ・城郭の一部としての自然地形 ・区域内の出土遺物	大手門跡からの登城路は多数の車両が通行しており、接触等による石垣のき損が発生している。また、排気ガスによる天然記念物への影響、歩行者への安全確保が危惧される。 巽門跡からの登城路は、改変を受けて一部往時の形状と異なっている。 登城路の便益施設およびサインが不足している。 門跡や石垣、石組側溝や井戸跡などの遺構の実態が明らかになっていないため、遺構に関する整備が不十分である。 曲輪の虎口として、巽門跡があり平面表示整備が行われているが、虎口としての周知・整備が不十分である。 植生の繁茂により、遺構および地形、来訪者の安全性への影響が懸念される。また、城郭の基本的構造や来訪者の見通しを遮るほか、大手門整備区域から本丸北壁石垣への眺望も阻害している。	○市道仙台城跡線の取扱い検討 ○登城路の実態把握 ○往時の登城路を明確にする整備 ○便益施設とサインの整備 ○各種調査と調査成果の公開および整備 ○復元に関わる調整と整備 ○遺構保護・来訪者の安全確保・本質的価値の顕在化・眺望確保のための植生管理	→車両の通行止めを含めた、市道の取扱いについての協議を関係機関と行い、問題解決を目指す。 →登城路について実態把握のため継続的な発掘調査を実施する。調査成果に基づき、整備を行う。 →快適に散策できる整備を目指す。 →計画的な各種調査等を行い、調査成果の積極的な公開を行う。 →関係部局と連携のうえ、巽門の復元を目指す。 →植生管理方針に基づく植生管理を継続的に行う。
⑫造酒屋敷整備区域		・城郭の一部としての自然地形 ・造酒屋敷跡の遺構・遺物		各種調査を実施し、実態が明らかになりつつあるが、登城路との境界等の実態が明らかになっていないため、理解を促すための整備および活用が図られていない。 崖面や崖面付近から常時湧水が見られ、一部湿地状となっ	○各種調査と調査成果の公開 ○調査成果に基づく整備と活用 ○湿地状部の乾陸化	→計画的な各種調査等を行い、実態解明に努めるとともに、調査成果の積極的な公開に努める。 →城内での酒造りを行った空間であることを踏まえた有効的な活用を目指す。 →活用の場として必要な整備を検討する。

			ている場所があり、自由な回遊と活用が図れない状態である。		
			植生の繁茂により、遺構や地形および来訪者の安全性への影響が懸念される。	○遺構保護と安全確保のための植生管理	→植生管理計画に基づく植生管理を継続的に行う。
			区域西側の法面は岩盤が露出しており、直上に堆積する土砂の崩落および倒木が懸念される。	○定期的な安全確認と法面保全	→定期的に安全確認を行い、異常の有無の把握に努める。必要に応じて、範囲や工法を検討の上、必要な範囲で保存整備を図る。
F	⑬追廻厩 整備区域	・堀跡 ・城郭の一部としての自然地形	テニスコート用の駐車場が設置されており、史跡であることが認識できない状態である。	○史跡としての適切な利用方法の検討	→当面は駐車場として維持し、利用方法については関係部局と検討する。
			絵図により本区域に存在したと考えられる厩跡や河道との境界等の内容が不明である。	○各種調査と調査成果の公開	→計画的な各種調査等を行い、調査成果の積極的な公開を目指し、かつ将来の利活用の方針を検討する。
			崖面を見学するための動線設定とサインが不十分である。	○動線の設定とサインの整備	→城の防御施設である崖面を来訪者が安全に見学できるよう、動線設定とサイン等の整備を進めます。
	⑭崖地 整備区域	・曲輪等の全体的地形 ・城郭の一部としての自然地形	崖地の崩壊が進むことにより、遺構の滅失や来訪者の安全性への影響が懸念される。	○崩落防止工事	→範囲や工法を検討の上、崩落防止工事を進める。
			崖地から本丸縁辺にかけての樹木の繁茂により、遺構や地形への影響が懸念され、市街地から城への眺望が阻害されている。	○遺構保護・眺望確保・本質的価値を顕在化させるための植生管理	→植生管理方針に基づく植生管理を継続的に行う。

【保存地区区分・本質的価値との関係】

本節で設定した整備ゾーンおよび整備区域と、『史跡仙台城跡保存活用計画』p.149・150で示した「保存地区」の種別や、第4章で整理した「仙台城跡の本質的価値」との関係は、下記の表のとおりです。

表 7-3 整備ゾーン・整備区域と保存地区・本質的価値との関係

保存地区	整備ゾーン	整備区域	本質的価値
第一種保存地区1・2	A	①御裏林整備区域	1 5
第一種保存地区1	A	②中島池・東丸（三の丸）堀跡整備区域	1
第一種保存地区1	B	③本丸御殿整備区域	1 2 3 4
第一種保存地区1	B	④本丸縁辺地整備区域	1 2 4
第一種保存地区1、 第三種保存地区	B	⑤本丸北西部整備区域	1 2 3
第一種保存地区1、 第三種保存地区	C	⑥大手門整備区域	1 2 3 5
第一種保存地区1	C	⑦二の丸詰門整備区域	1 2 5
第一種保存地区1	C	⑧扇坂下整備区域	1
第一種保存地区1	D	⑨東丸（三の丸）蔵屋敷整備区域	1 3 4
第一種保存地区1	D	⑩東丸（三の丸）外構整備区域	1 3
第一種保存地区1、 第三種保存地区	E	⑪登城路整備区域	1 3
第一種保存地区1	E	⑫造酒屋敷整備区域	1 4
第一種保存地区1	F	⑬追廻厩整備区域	1
第二種保存地区	F	⑭崖地整備区域	1 5

仙台北城跡の景観は、杜の都仙台北の景観を構成する重要な要素となっており、長い間地域住民に親しまれてきました。それらを考慮したうえで、景観に関する計画は史跡仙台北城跡として、仙台北市の景観に関する諸計画との整合性と調和を考慮しつつ、城郭らしい景観を目指した計画とします。

実施にあたっては、関係部局等と調整の上、整備・維持管理を行います。

(1) 植生管理方針

植生管理は、現行の『仙台北城跡整備基本計画』（平成17年3月策定）に掲載されている「植生に関する計画」をもとに現状を考慮した方針を設定し、実施します。

【基本方針】

1. 史跡の本質的価値の保護

史跡の本質的価値に影響を与える植生は、史跡保護の観点から適切な管理を行います。

2. 安全な城内空間の実現

来訪者の安全に影響を与える植生は、来訪者が安全に城内を散策できるよう適切な管理を行います。

3. 本質的価値の顕在化、眺望の確保

本質的価値の顕在化及び城郭内外からの眺望を阻害する植生は、来訪者に仙台北城跡の価値や魅力を周知し、理解促進を図るため、適切な管理を行います。

4. 計画的かつ継続的な維持管理の実施

史跡の保護、安全管理、本質的価値の顕在化等の観点から伐採・剪定を行った植生を含む、史跡全体の植生について、計画的かつ継続的な維持管理を行います。

①植生調査

植生調査は、以下の項目で継続的に行います。これらの調査は史料や航空写真による把握と現地踏査によって行います。

ア 植生の現状調査

史跡地内に生育している現況の植生について、調査を実施します。

イ 本質的価値に影響を与える植生の調査

本質的価値をき損、またはき損する恐れのある植生について調査を行います。

ウ 来訪者の安全に影響を与える植生の調査

来訪者の安全上、管理が必要な植生について調査を行います。

②植生管理

下記アからエに該当する植生について、適切に植生管理を実施します。

ア 遺構をき損する植生

遺構をき損している若しくは遺構をき損する可能性のある植生は、景観に配慮して管理を行います。

イ 来訪者の安全に影響を与える植生

来訪者の安全に影響を与える、若しくは与える可能性のある植生は、来訪者の安全確保（園路迂回等）を速やかに行い、地形や遺構等への影響を考慮したうえで、必要な伐採・剪定の対象や範囲を検

討し、実施します。

ウ 本質的価値の顕在化を阻害する植生

史跡の本質的価値の顕在化を阻害している植生は、伐採・剪定を行います。伐採・剪定は来訪者の視点から城郭の基本的形状と規模が明確に認識できることを基準とします。

エ 城郭内外からの眺望を阻害する植生

城郭内外からの眺望を阻害する植生は、眺望の確保できる範囲での伐採・剪定を行います。城郭内の眺望は、本丸跡北側・東側縁辺から市街地を見渡せ、周辺歴史資産を望めることを基準とします。城郭外からの眺望は、市街地から本丸跡北壁石垣の大部分が視認できることを基準とします。



図 7-4 長沼西側の土塁の様子



図 7-5 本丸の眺望等の様子



図 7-6 国際センター駅から眺望

表7-4 植生管理対象となる整備区域と遺構

植生管理項目	対象となる整備区域と遺構
ア 遺構をき損する植生	全ての区域
イ 来訪者の安全に影響を与える植生	全ての区域
ウ 本質的価値の顕在化を阻害する植生	①扇坂下整備区域 ②大手門整備区域 ③東丸(三の丸)外構整備区域 東丸(三の丸)土塁 ④登城路整備区域 登城路・各曲輪
エ 城郭内外からの眺望を阻害する植生	④登城路整備区域 ⑤本丸縁辺地整備区域

③植栽の管理

史跡内では、原則として新たな植栽は行いませんが、必要に応じて最小限の植栽を行います。その場合、史跡の保護および景観と来訪者の安全性に配慮した種の選定と植栽方法・植栽範囲を検討します。

作成中

作成中

(2) 施設の修景について

休憩施設、照明施設、防災施設、案内・解説施設、その他の構造物が、修景を考慮する対象となります。

①新設について

仙台北城内において、新たな施設を設置する場合は、『仙台北市「杜の都」景観計画』（平成21年（2009）7月施行）等の仙台北市の景観計画を考慮しつつ、史跡仙台北城跡としてふさわしいデザインを重視した設計を行います。「史跡仙台北城跡にふさわしいデザイン」とは景観の中で目立つことなく、来訪者に誤解を与えないバリアフリーなデザインであるとし、形態、意匠、高さ、色彩等について周辺の景観に配慮するものとします。また、既存の施設に連動もしくは附属するものや、同系統のものは、既存する施設のデザインとの統一感も考慮した設計を行います。

②既設について

既存の施設を改修する場合は、必要に応じて修景の観点からデザインの見直しを検討します。

既存の施設のうち、修景の観点から不相当であると判断されるものについては、関係各所と協議、連携のうえ撤去を検討します。

(3) 園路・歩道舗装等について

今後、史跡内の動線における園路・歩道舗装については、『仙台北市「杜の都」景観計画』で定められた内容等を参考に、史跡として周囲の景観ならびにバリアフリー（色覚多様性への対応）に配慮した材質や色彩とします。

史跡内の景観の統一感や、来訪者への分かりやすさの観点等から、平成21年（2009）に完了している大手門から本丸詰門間の園路舗装における材質や色彩（脱色アスファルト舗装（ベージュ））を基本とします。

※園路：史跡内の散策路

車道：車両が通行する道路

歩道：車道に伴う歩行者道路

(4) 周辺地域の環境保全に関する計画

計画策定期間中に具体的な内容が決まり次第、追記

天然記念物青葉山の保護は、関係機関と方法等を検討・調整して進めます。

(5) 市民協働による歴史的景観の保全取組みの継続

仙台北城跡の歴史的景観の保全に向けて、「市民の仙台北城跡を、自らの手で守り、次世代へ残そうとする」意識を醸成するため、石垣等の遺構や城内の除草・清掃活動等について、地域の活動団体や市民ボランティアとの協働を継続します。

遺構保存および修復の手法については、以下の通りです。また、全ての遺構について、保存・修復に資する基礎データの収集を計画的かつ継続的に行います。なお、今後の調査で新たに遺構が確認された場合も以下の手法に基づいて、保存・修復を図ります。

(1) 地上に表出している遺構の保存

①石垣

ア 石垣カルテの作成

石垣の三面図（平面・断面・立面）を測量図化するとともに、石垣の規模や積み方、石材の破損状況等を記した台帳（石垣カルテ）による維持管理を行います。

イ 日常の維持管理

日常的に石垣の目地から生える草の除草を行い、石垣の傷みの原因となりうる樹木は、植生管理方針により、剪定や伐採を行います。また、石垣や石材の状態について、日常的な見回りによる目視点検を行います。

ウ 観測

石垣の変形を早期に把握できるよう、3次元測量機器や石垣目地のすき間を計測する機器などにより、定期的に石垣の観測を行います。

エ 部分的な修復（(3)にて後述）

自然的要因（地震、大雨等）または人為的要因（事故等）により、石垣のき損等が認められた場合は、必要な範囲で原状復旧を図ります。

②土塁、曲輪、門跡の礎石、堀切、井戸跡など

ア 日常の維持管理

樹木の生長により遺構の変形、き損が懸念される場合は、植生管理方針により管理します。

イ 部分的な修復（(3)にて後述）

自然的要因（地震、大雨等）により、遺構の変形、き損が認められた場合は、必要な範囲で原状復旧を図ります。

③堀跡、池跡

※②と同様ですが、下記ウを追加します。

ウ 水質維持

堀の水質維持のため、清掃や浚渫などの措置を行います。

④土塀

大手門北側土塀の躯体部の一部は、江戸時代のものと考えられます。そのため、地上に表出している遺構として保存していきます。

日常的に見回り、き損が起きないように維持管理を実施しますが、万一、変形やしっくい剥がれなどのき損等が生じた際には、必要な範囲で原状復旧を図ります。

⑤城郭の基本的な形状（崖地）など

仙台城跡の特徴ともいえる自然崖や竜の口溪谷などは、城郭の防御施設として城郭の基本的形状に組み込まれた重要な自然地形であるため保全に努めます。また、著しい変位等について、日常的な見回りによる目視点検を行います。なお、崩落等による地形の変形が現状で認められており、地形保全と安全性確保のためには補強工事等の実施はやむを得ないものとしませんが、工法や材質については遺構保存と景観に配慮した必要最小限のものとしします。

（2）地下に埋蔵されている遺構の保存

①地下に影響を与えうる行為の規制

ア 計画的な遺構確認調査の場合

城跡の性格究明のための遺構確認調査は、可能な限り必要最小限の掘削にとどめ、遺構の保存および将来的な調査成果の検証が行えるよう配慮します。

イ 工事に伴う掘削の場合

公園施設・道路施設の改修、解説サイン等の設置等において掘削が伴う場合は、遺構に影響を与えないよう十分な保護措置をとります。必要に応じて、確認調査を行い、掘削可能な深さ（表土、現代の盛土など）や地下遺構の有無等を確認するなど、工事による影響を抑えることとします。

②十分な盛土厚の確保

各遺構を保護するためには、発掘調査により遺構までの深さを確認し、十分な盛土厚を確保する必要があります。すでに発掘調査を実施した遺構については、その成果により必要な盛土厚を検討します。それ以外の遺構については、今後の継続的な発掘調査により必要な盛土厚を検討します。

遺構までの深さが浅い箇所については、盛土により遺構を保護します。十分な深さが確保されている箇所については維持していくための整備を行います。

③地下水の影響への対応

各遺構への地下水の影響を確認する必要があります。地質調査が行われている場所については、その調査成果により地下水位の評価を行います。それ以外の場所については、必要に応じて地質調査を行い、地下水位の評価を進めます。

地下水位の影響が想定される遺構については、全体の排水管理の中で検討します。

（3）遺構の修復

自然災害等で変形または崩落した石垣の復旧にあたっては、石垣カルテを元に修復方法等を検討します。

遺構をき損する植生については、植生管理方針により、伐採等も考慮に入れながら適切に管理します。

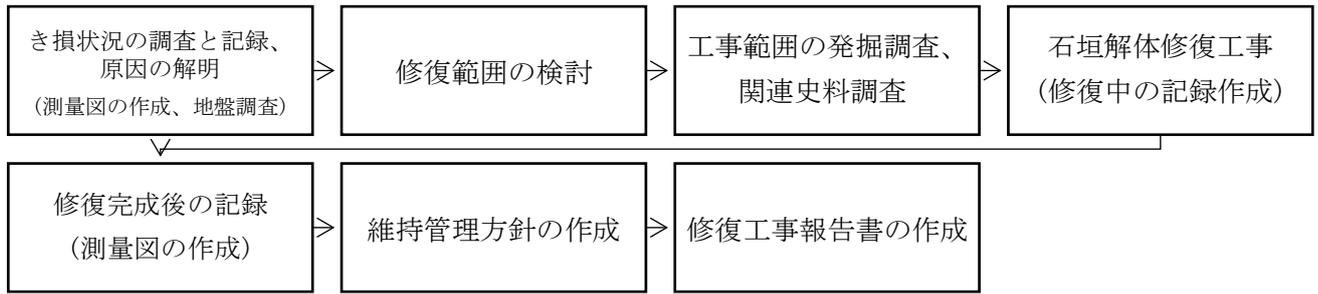


図 7-9 中門石垣修復時の様子

フロー図は、矢印の大きさ等、体裁を整える予定

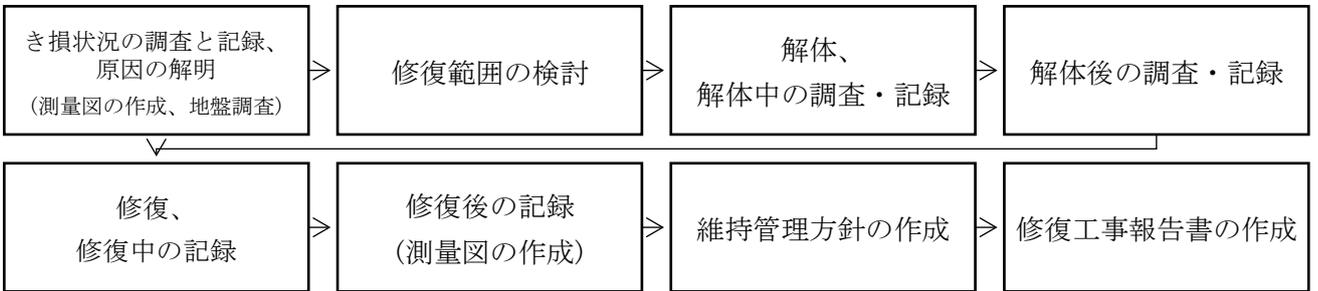
①石垣

石垣がき損した場合（仮に崩れた場合）は、以下の手順で修復します。



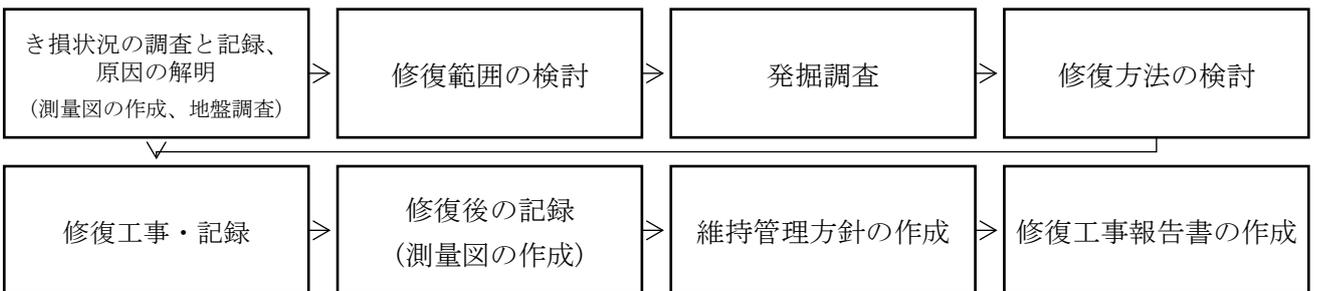
②土塀

土塀がき損した場合（崩壊時）は、以下の手順で修復します。なお、土やしっくい等の伝統的な材料を使用し、セメント等の材料は用いないことを原則とします。



③土塁・曲輪・堀、自然地形とその他の遺構

土塁等がき損した場合（崩壊時）は、以下の手順で修復します。



個々の遺構表現の手法は、遺跡の保存・活用に係る総合的観点に基づき、本章1節にて示した全体計画および地区区分計画と整合した整備を進めるものとします。

現状において仙台北城跡で選択し得る遺構表現の手法は、遺構露出展示（地表顕在遺構）、遺構表示、遺構復元、歴史的建造物の再現の4つがあります。各種手法において対象となり得る遺構は表7-4に示しています。なお、これらに加え、解説サイン等による遺構情報の表現も行われていますが、これについては、「7-5 案内・解説施設に関する計画」にて後述します。

（1）遺構露出展示（地表顕在遺構）

史跡の本質的価値に含まれる石垣、土塁など地表に顕在する遺構を展示する手法です。史跡の遠景、近景および登城路など来訪者の動線上での景観において、その本来の規模や形状、配置などを顕在化させます。遺構そのものが露出していることで、き損しやすいため、「7-3 遺構保存・修復に関する計画」で前述したとおり管理・修復等の対応を徹底します。



図 7-10 本丸北壁石垣

（2）遺構表示

発掘調査等により得られた成果を基に、地下に保存されている遺構の規模・配置・形態・性質に関する情報を、遺構直上の盛土造成した面に模式的に表示する手法です。本史跡では、大広間跡、巽門跡にて平面的な遺構表示を行っています。

今後も、発掘調査等の成果により十分な情報が得られた場合には、平面的な遺構表示について検討します。その際、建造物跡の平面的な遺構表示は、大広間跡の手法を基準とします。

なお、現在失われ、かつ再現するための情報が不足している建造物等の規模や形状等の表現については、その範囲を芝生貼りや土舗装、植栽等の様々な手法を検討し、来訪者がイメージし、価値を理解できるよう整備します。

また、立体的な遺構表示は、現状、本史跡では行っていませんが、かつて存在した各土塁を整備の対象とします。



図 7-11 本丸大広間跡 遺構表示

（3）遺構復元

石垣、堀、池等の遺構を対象として、現在は失われた箇所全体または一部の構造を復元または復元的に表現する手法です。実施に際しては、発掘調査の成果を基礎としつつ、文献、絵図、測量図、古写真等における調査研究の成果に基づく学術的な裏付けのもと、発掘調査の成果等により判明した正確な位置に復元するものとし、かつ遺構の保存に十分配慮し、できる限り当時の材料や技術を用いるものとします。現状、本史跡では、遺構復元の整備は行っていませんが、中島池や全部もしくは一部が埋没した堀跡などを整備の対象とします。

遺構復元の写真
(他史跡の事例で挿入予定)

図 7-12 (遺構復元の写真)

(4) 歴史的建造物の再現

文化庁では、史跡等の歴史的建造物の再現について、「復元」・「復元的整備」の手法を定めています。本史跡の場合は、歴史的建造物の再現は、本史跡の価値の理解を深めるため行うこととします。

復元は、現在は失われた歴史的建造物を忠実に再現する手法です。復元に際しては、発掘調査や文献、絵図、測量図、古写真等の資料調査研究などにより、建造物本来の外観、意匠、規模、形態、構造、材料等に関する正確な情報を得る必要があります。現状において、「復元」の基準を満たすと考えられるのは、大手門、大手門脇櫓、大手門脇櫓に付属する土塀、巽門となります。



図 7-13 消失前の大手門
(仙台市博物館所蔵)

復元は、発掘調査により判明した遺構を保護した上で、その直上に建設するものとします。原則として、復元に用いる材料・工法は復元する建造物が建築された当時のものを踏襲します。また、復元箇所の地盤および周辺構造物の強度等についても十分な調査を行い、来訪者の安全と防災に配慮した整備を図るものとします。

復元的整備は、現在は失われた歴史的建造物について復元できるだけの学術的な裏付けが十分ではない場合、それらの情報を多角的に検証して再現する、もしくは利活用の観点から意匠、構造等を一部変更して再現する手法です。対象となり得る遺構については、国の基準等を踏まえながら検討します。復元的整備に際しても、基本的に復元時に留意する事項を踏襲するものとします。

なお、歴史的建造物の復元及び復元的整備については、その建造物を含んだ整備ゾーン全体における一体的な整備のもとで行うものとします。また、情報が十分な場合でも、活用上の優先度等の条件により、「遺構表示」とする場合もあります。

今後、遺構表現整備の対象として検討する遺構について、下記のとおり整理します。各実施の時期については、「第8章 事業計画」にて後述します。

表 7-5 遺構表現の手法と対象となり得る遺構

遺構表現の手法		整備区域	対象となり得る遺構
遺構露出展示 (地表顕在遺構)	地表に顕在する遺構をそのまま展示する。		
遺構表示	遺構の規模・配置・形態・性質等を模式的に表示する。		
			作成中
遺構復元	現在失われている石垣・堀・池等の遺構を復元する。		
歴史的建造物の再現	復元 現在失われている建造物を多岐に渡る正確な情報をもとに忠実に再現する。		

	復元的整備	現在失われている建造物を復元の基準にもとづき、情報を多角的に検証、もしくは利活用のため一部を変更して再現する。	※対象となり得る遺構については国の基準等を踏まえながら検討します。
--	-------	---	-----------------------------------

令和元年度の仙台市を訪れた観光客入込数は、約2,100万人を数えます(『仙台市観光統計基礎データ』より)。来訪者は主に飛行機・鉄道・自動車を利用して訪れています。

一方、これまで仙台城跡の来訪者の多くは、交通手段の関係から本丸に直接訪れてしまうことと、登城路や二の丸、東丸(三の丸)等の整備が進んでいない等の理由により一部区域の見学で終え、仙台城跡の本質的価値の理解を得られていないと考えられます。そこで、城内の回遊性向上を図り、来訪者に仙台城跡の姿や本質的価値を周知するため、ここでは二つの大手道(築城期の巽門ルートと近世期の大手門ルート)の歴史的意味付け(ストーリー付け)を重視した各見どころを経由し、途中の施設との連携が図れるような回遊モデルコースを検討します。

なお、本節に係る、植生管理やサイン板等の案内・解説施設、休憩施設等の便益施設は、それぞれ「7-2 景観に関する計画」、「7-6 案内・解説施設に関する計画」、「7-7 便益施設に関する計画」にて、内容を述べるものとします。

(1) 現状の仙台城跡までのアクセス(交通手段別)

①飛行機を利用する場合

飛行機を利用する場合、仙台空港へは、札幌・東京・名古屋・大阪・福岡等11箇所と、ソウル・大連・北京・上海・台北・バンコクから直行便が就航しています。

仙台空港からは仙台空港アクセス線の利用により、最短17分でJR仙台駅へ到着が可能です。

JR仙台駅から鉄道を利用する場合には、地下鉄東西線を利用すれば仙台城跡の最寄り駅「国際センター駅」まで約5分で到着します。

JR仙台駅から「るーぷるバス」を利用すれば、仙台城跡本丸の最寄りバス停「仙台城跡」まで約22分、もしくは大手門や巽門の最寄りバス停「博物館・国際センター前」まで約19分で到着します。

地下鉄東西線「国際センター駅」やバス停「博物館・国際センター前」からは、レンタサイクル「仙台コミュニティサイクル DATE BIKE」や徒歩で仙台城跡まで来訪できます。

②鉄道を利用する場合

JR東京駅から東北新幹線を利用することで、最短90分でJR仙台駅へ到着が可能です。なお、JR仙台駅からは、「①飛行機を利用する場合」と同様のアクセス方法となります。

③自動車を利用する場合

国道4号ないし東北自動車道(仙台宮城I.C.)より市街地に入り、大手門跡から仙台市道仙台城跡線を通して本丸跡を訪れるルートが、現状で最多のアクセス方法となっています。

駐車場は、本丸跡内の民営駐車場、麓の仙台市博物館駐車場(扇坂下臨時駐車場を含む)、地下鉄東西線「国際センター駅」の北側駐車場を利用することが可能です。

④徒歩による場合

市街地方面から、徒歩にて仙台城跡を訪れる場合、主なルートには以下の2つがあります。

なお、仙台城跡へ徒歩による来訪者は、一定数あると推測されるものの、自家用車による本丸へのアクセス(平成31年1~令和元年12月:459,000人)に比べ極めて少ない状態であり、このことが城域全体の回遊の低調につながっていると考えられます。ついては、麓から本丸まで徒歩で見学等ができるよ

う、本節で後述する二つの大手道によるルート整備を進めるとともに、徒歩での来訪を促す取り組みが必要です。

ア 市街地からの来訪ルート

市街地（主に西公園方面）から大橋を渡り、仙台市博物館前に至るルートです。

西公園、広瀬川河畔等より望む仙台城跡の遠景を楽しみ、広瀬川の河床に残るかつての大橋の橋脚跡などを見ることができます。

現在、この方面から望む仙台城跡の遠景については、樹木等の繁茂により本丸平場や石垣の一部しか見ることができず、仙台城跡の本質的価値の一つが阻害されている状況です。

イ 地下鉄東西線「国際センター駅」からの来訪ルート

国際センター東側の「桜の小径」等を通り仙台市博物館前に出るルートと、扇坂から二の丸跡に上がり大手門跡にいたるルートの2つがあります。

「国際センター駅」正面の広場は、本丸北壁石垣および本丸平場の規模や形状を目視できる魅力的なビューポイントですが、ここも樹木の繁茂によって、眺望が阻害された状態となっています。

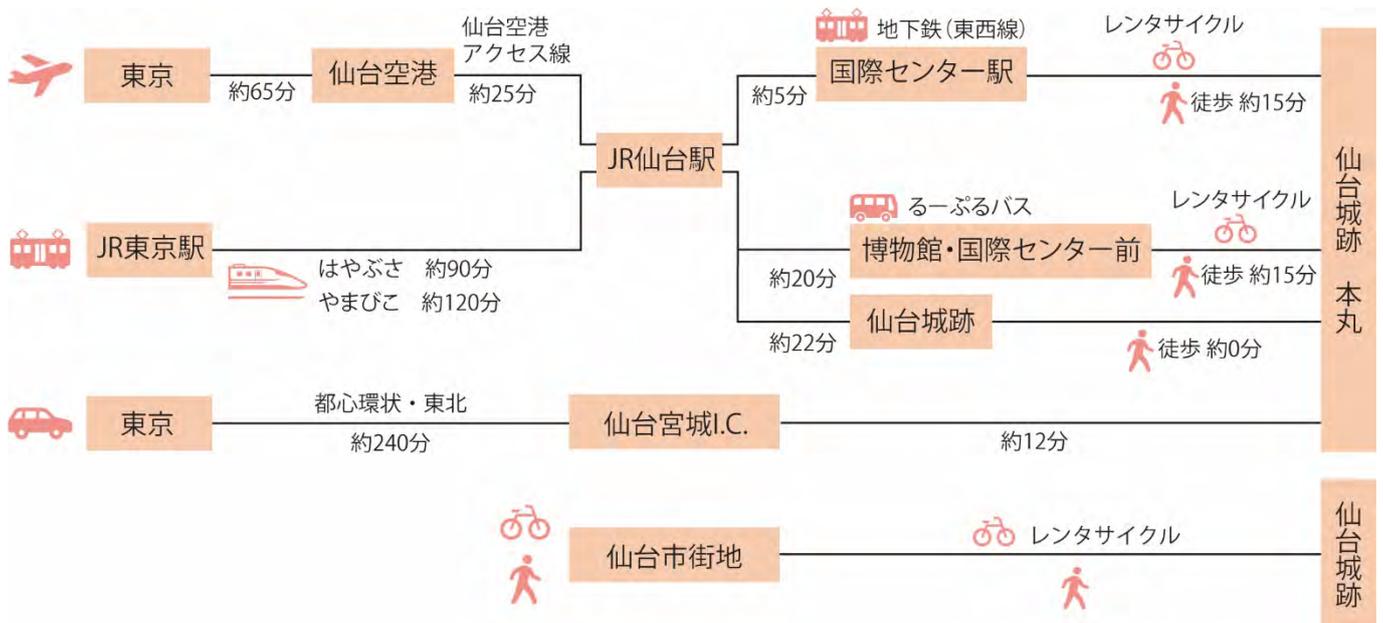


図 7-14 現状の仙台城跡までのアクセス



図 7-15 現状の広域動線

(2) 現状の史跡内の見学動線

① 一ふるバス停「仙台城跡」・本丸跡内にある民営駐車場⇄本丸北東部

歩行者が多く利用するルートですが、バス停ないし駐車場から本丸北東部への限定した動線となっており、本丸北東部のみの見学に留まり、本丸跡全体や二の丸、東丸（三の丸）への回遊に至っていません。

② その他史跡内の動線

仙台城内には、以下の主だったルートがあります。

- A 扇坂⇒二の丸跡⇒大手門跡
- B 大手門跡⇒東北大学キャンパス内を通過して天然記念物青葉山（東北大学植物園）へ至るルート
- C 大手門跡⇒市道仙台城跡線⇒中門⇒本丸跡へ至るルート
- D 仙台市博物館⇒博物館敷地もしくは長沼東側を通過して巽門⇒本丸跡へ至るルート

このうち、C・Dは仙台城跡の登城路で、仙台城跡の本質的価値を知ることができるルートとなっています。

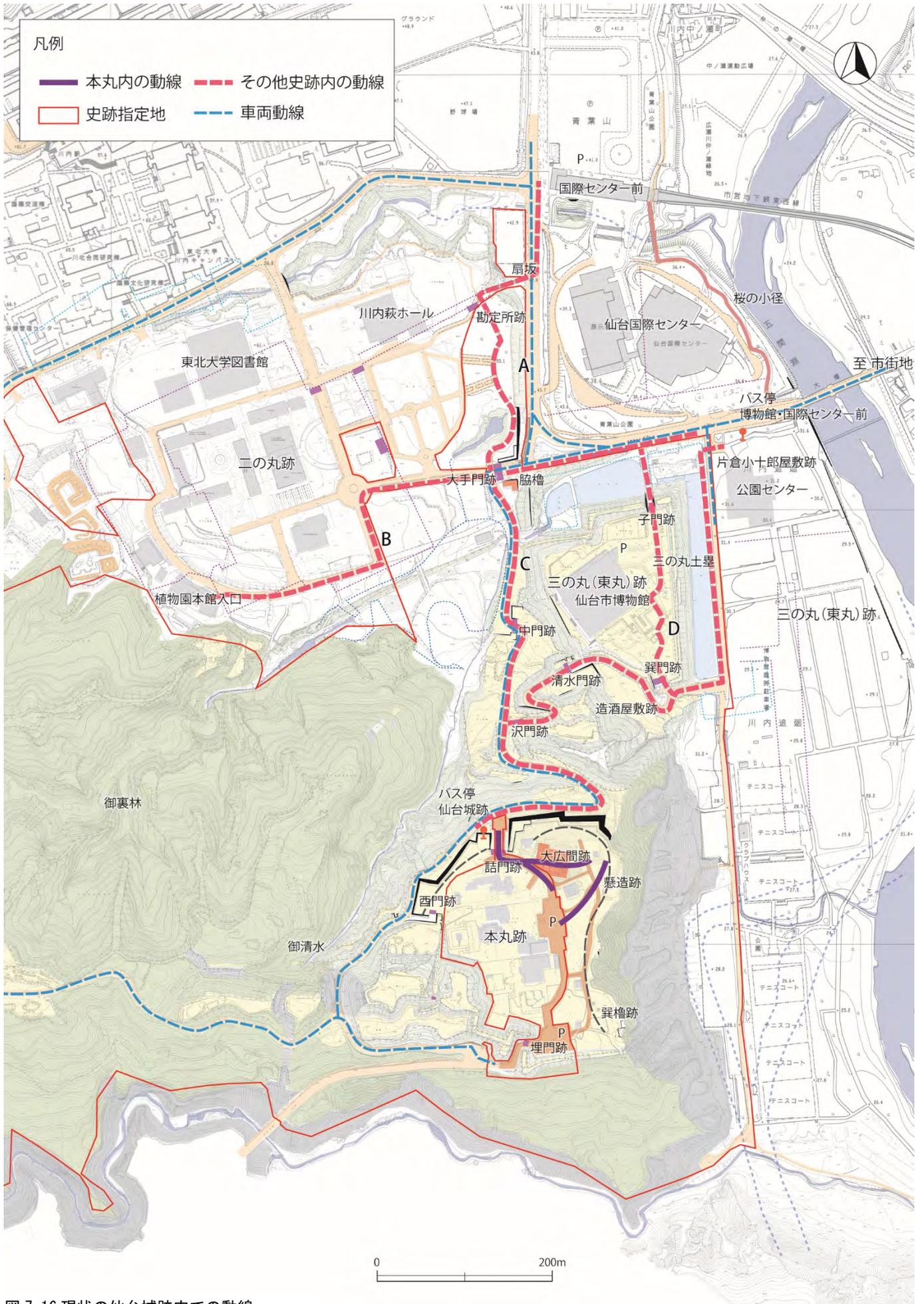


図 7-16 現状の仙台城跡内での動線

(3) 回遊モデルコースの設定

前項（1）および（2）の現状を踏まえ、回遊モデルコースを設定します。

まず、全てのコースは、各主要アクセス拠点から各ガイダンス等施設に立ち寄り、仙台城について学んでいただくところから始まります。

そして、各「基本コース」のスタート地点へ向かい、散策することになります。「基本コース」は、築城時の登城路であった巽門から本丸へ向かう「戦国登城コース」、二の丸が造成され大手門から本丸へ向かう「藩政の中枢コース」の2つを設定しました。どちらのコースも、本丸の入口である詰門跡から先、本丸内の散策は共通したコースとなります。決まった復路は示していませんが、往路と別のコースを選択し楽しむことができます。

また、「基本コース」に追加して、仙台城の地形や水等の利用について体感できる「理解を深めるオプション」も設定しました。

なお、本回遊モデルコースは、計画の整備が全て完了した際に散策できる設定としています。

※「図7-19 回遊モデルコース」で、本計画策定時現在、散策不可の場所は細かい点線で示していますので、整備が完了するまで立ち入りはご遠慮ください。

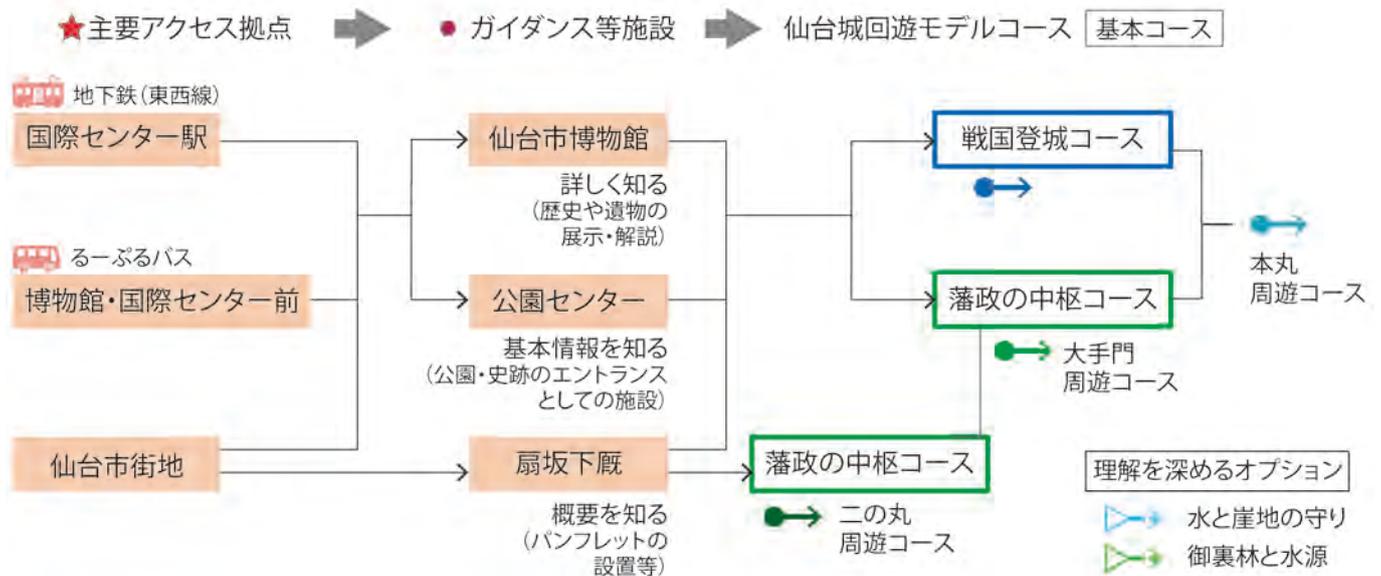


図 7-17 主要アクセス拠点からモデルコースへのイメージ図

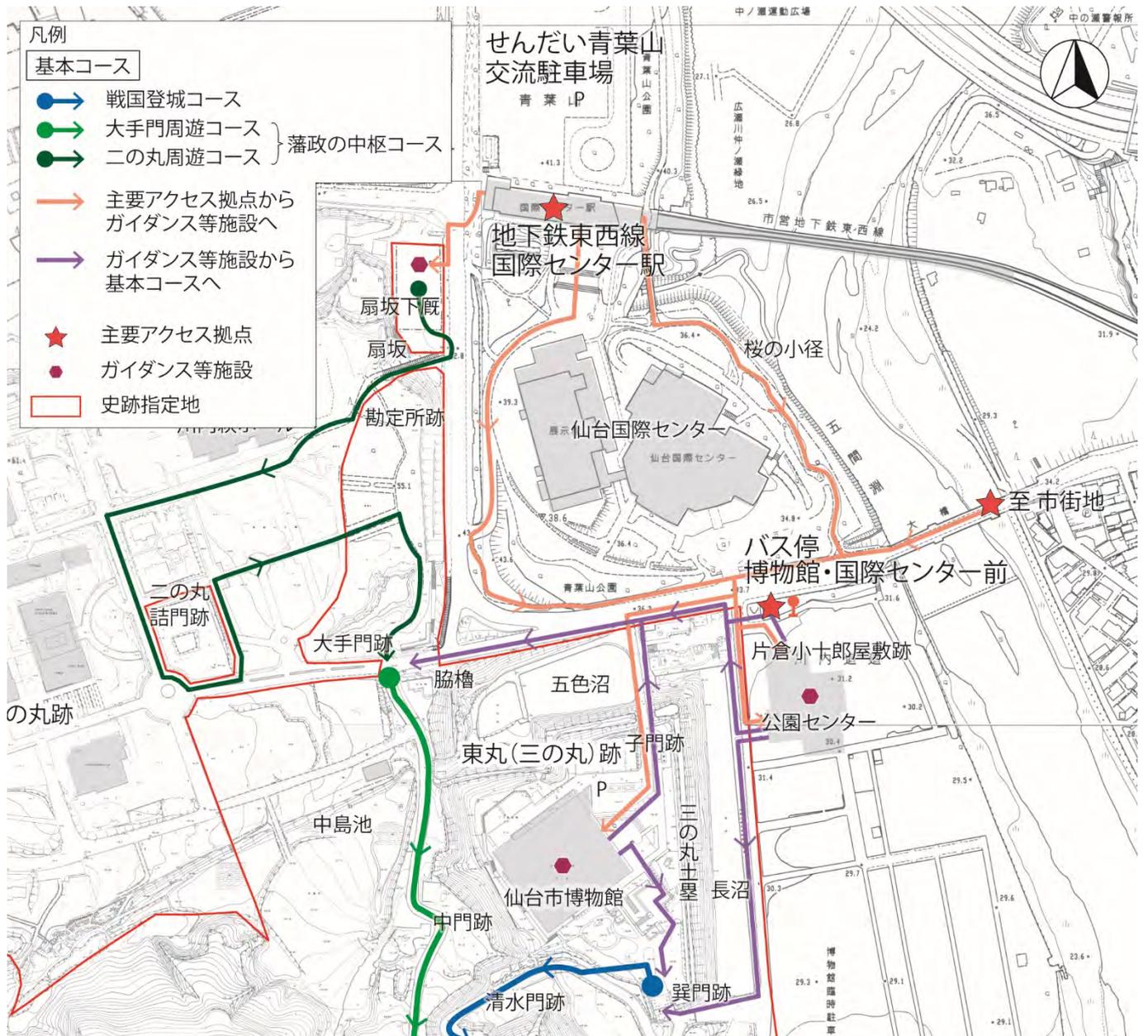


図 7-18 主要アクセス拠点から基本コースへのルート

基本コース

コース名	所要時間 (片道)	解説
戦国登城コース ポイント： 巽門跡、造酒屋敷跡、清水門跡、 沢門跡等、各石垣	約 1 時間	巽門跡をスタート地点とし本丸跡に至る、築城期における山城として防御性を重視した大手道です。登城路の傾斜や屈曲の多さ、曲輪の配置など、戦を想定した城郭の構造を体感することができます。コース上には、全国的にも大変珍しい城内で職人が酒を造っていた造酒屋敷跡や、清水門の名の由来となった井戸跡、石垣等の見どころがあります。

藩政の中枢コース		約1時間	※ i と ii に分かれます。
i	二の丸周遊コース ポイント： 扇坂下厩、扇坂、勘定所跡、 二の丸詰門跡、土塀	約30分	扇坂下厩をスタート地点とし大手門跡付近に至る、二の丸跡の一部をめぐるコースです。江戸時代の大部分を通して藩政の中枢で合った二の丸と、二の丸に登る扇坂、二の丸の入口であった二の丸詰門跡、現存する唯一の建築物である土塀等の見どころがあります。
ii	大手門周遊コース ポイント： 大手門跡、大手門脇櫓、中門跡、各石垣	約30分	大手門跡をスタート地点とし本丸跡に至る、大手門完成後における近世城郭としての威容や機能性を重視した大手道です。大手門跡や再建された大手門脇櫓、石垣等の見どころがあります。 またこの大手道は、大手門から市街地へ向かうと、城下へと続き、大橋、大坂、大町といった「大手」にちなんだ名称や城下建設時の基軸となった歴史的経緯など、史跡と現市街地の密接なつながりを感じることもできます。
共通 本丸周遊コース ※「戦国登城」「藩政の中枢」コースのいずれかで本丸跡（詰門跡付近）まで登城したあとのコース ポイント： 眺望、本丸詰門跡、仙台城見聞館、石垣モデル、懸造跡、巽櫓跡、大広間跡、酉門跡		約1時間	仙台市街地への眺望を楽しみ、目を見張る広さの大広間跡を体感した後、修復した石垣モデルや仙台城見聞館で伊達文化に触れることができます。 さらに本丸詰門跡・懸造跡・巽櫓跡を辿ることで、仙台城跡が本来備えていた威容を感じ、太平洋を望む絶景とともに政宗の城づくりにかける気概に想いを馳せることができます。 余裕のある方は、酉門跡や埋門跡へも足を延ばしてもらい、城内で最も残りの良い虎口（本丸の入口）とその石垣を見ることで、城郭としての守りの固さを体感できます。

理解を深めるオプション

コース名	所要時間 (片道)	解説
水と崖地の守り ポイント： 鏡池、五色沼、長沼、広瀬川、竜の口溪谷(入口)、崖地	約●時間	自然を利用した仙台城跡の城郭構造を知るコースです。御清水から流れ込む水が作る中島池・五色沼・長沼や広瀬川と、広瀬川や竜の口溪谷によって作られた本丸跡の崖地が見どころです。
御裏林と水源 ポイント： 御裏林、御裏林内の遺構、御清水	約●時間	豊かな自然林である青葉山を堪能しながら、仙台城跡の水源等をめぐるコースです。 仙台城の後背地に当たる防衛上重要な場所であった御裏林とそこに残る遺構、城の水源地である御清水が見どころです。

史跡の価値をわかりやすく伝え、来訪者による拠点間の回遊性を向上し、ガイドボランティア等の活動に資する整備を行います。

(1) ガイダンス施設整備計画

仙台城跡のガイダンス施設は、現在、仙台城跡見聞館や仙台市博物館、東北大学植物園本館、民間の展示資料館があり、今後、青葉山公園にガイダンス機能を含んだ（仮称）公園センターの建設を予定しています。本項では、仙台城跡のガイダンス施設について、今後の整備等の方針を述べます。

1) 既存ガイダンス施設

仙台城跡のガイダンス施設として、以下のものがあります。

仙台城見聞館

本館は、本丸跡北西部に平成18年（2006）に建設された木造平屋建ての施設であり、便益施設としてトイレが付属しています。館内では、仙台城跡の歴史や発掘調査の成果、石垣修復工事等の映像資料を展示している他、出土した遺物や大広間の模型、大広間上段の間背面部を原寸大で再現したものを展示しています。



図 7-20 仙台城見聞館（内部）

仙台市博物館

本館は、昭和36年（1961）に開館し、昭和61年（1986）に鉄筋コンクリート2階建ての博物館として全面新築しています。

基本的に仙台市の歴史等を展示・研究・学習する施設ですが、平成19年（2007）度に策定した「仙台城ガイダンス機能拡充等基本計画」に基づき平成21年（2009）度に展示改修工事を実施し、仙台城本丸北壁石垣の慶安五年（1652）銘石材や、ヨーロッパ産ガラス器なども展示しています。



図 7-21 仙台市博物館

東北大学植物園本館

本館は、昭和33年（1958）に植物園とともに公開を開始し、平成7年（1995）に新築したものです。

植物園の約8割が天然記念物青葉山に指定されていることから、基本的に植物を中心とした展示を行い、一部植物に関連する形で仙台城跡の紹介をしています。

掲載内容の詳細は、東北大学と要協議

青葉城資料展示館

本丸跡に位置する民営のガイダンス施設で、伊達家や仙台藩、仙台城に関する資料や模型等の展示を行っています。

2) ガイダンス施設の位置付け

今後整備を行うガイダンス施設について、以下のとおり位置付けます。

①仙名城見聞館

本丸跡を中心として城郭全体の価値を伝える施設とします。

②仙台市博物館

仙名城跡の導入部にある仙名城跡全体の中心的なガイダンス施設とします。仙名城跡の本質的価値について詳細に学べるものとします。

③東北大学植物園本館

植物園に関係することを中心に、天然記念物青葉山と、青葉山に存在する仙名城跡の遺構について、学べる施設とします。

④青葉山公園（仮称）公園センター

仙名城跡の導入部に位置し、来訪者が理解しやすい簡易的なガイダンス機能を含んだ施設で、青葉山公園との関係性や案内を行うものとします。

3) ガイダンス施設整備方針

前述で整理した現状のガイダンス施設の状況や、位置付けにもとづき、以下のとおり整備方針を定めます。

①仙名城見聞館

館内展示は、規模ならびに構造から展示スペースの見直しは困難ですが、発掘調査成果などをはじめとする各種調査成果や整備の進展について速報展示するなど、定期的な内容更新に努めていく必要があります。

②仙台市博物館

仙名城跡のガイダンス施設としての機能を有することから、城内の回遊性が高められるよう連携を図り、城跡に関する展示や学習活動の充実に努めます。

③東北大学植物園本館

掲載内容の詳細は、東北大学と要協議

植物園の来訪者にも、天然記念物青葉山が仙名城跡の一部であることをより理解いただける展示となるよう、東北大学と連携・協力を進めます。

④青葉山公園（仮称）公園センター

- ・「公園センター」は名称決定次第、変更予定
- ・コンセプト変更の可能性あり→変更に合わせて記載を修正予定

青葉山公園整備事業により追廻に建設予定の公園施設で、仙台市建設局公園課では平成24年度(2012)に策定した「青葉山公園整備基本計画」内で公園センターについて、「青葉山公園、仙名城跡方面への玄関口にふさわしい、来訪者に向けた「杜の都・仙台の歴史・文化の発信」、ビジターセンターとしての機能をベースとしつつ、青葉山公園の玄関口という立地特性や藩政時代からの歴史性を踏まえた仙台の歴史・文化を発信する場」としています。

さらに平成29年(2017)4月に策定した「青葉山公園（仮称）公



図 7-22 公園センター外観イメージ

園センター基本計画」では、当センターの機能コンセプトを「～ここから始まる仙台・青葉山の魅力発見～ 仙台城跡の歴史的風情と豊かな自然が織りなす青葉山公園のエントランス」とし、その実現のために情報発信機能（楽しむ）、飲食・休憩機能（憩う）、体験・交流機能（集う）の3つの機能を備えるとしています。また、施設の周辺には、イベントや体験プログラムを楽しむための広場整備の計画も予定されています。

以上、建設予定地は、史跡指定地に隣接するため、施設の外観意匠や構造が仙台城跡の価値を損なわないよう、施設を所管する公園課と施設の詳細について検討・調整し、合わせて仙台城跡の見学等について連携を進めます。

（2）サイン整備計画

仙台城跡に設置のサインは、平成18年（2008）度策定「仙台城跡サイン設置実施設計」および平成24年（2012）度策定「仙台市歩行者系案内誘導サイン等基本方針」によるサインシステムに基づき、デザイン等の統一を図っています。今後もそれらのシステムに基づいた形状・デザインで、城内の回遊性や仙台城跡について理解していただけるよう、サイン設置を進めるものとしします。

配置に際しては関係部局と調整を行い、また、青葉山公園（仮称）公園センターの建設に伴う新たな起点での設置については、公園整備事業との連携を図ります。他部局による新たなサイン設置については、乱立を防ぐため、関係課同士で調整を行います。

また、城内の既存サインは、平成29年（2017）に、設置者・設置年・規格・内容・劣化状況等に関する状態把握調査を行っています。今後、調査内容に基づき、安全性・内容・景観・劣化の観点から不適当と判断されるサインについて、関係課と協議のうえ、それぞれ修復や移設・撤去等を進めるものとしします。



図 7-23 基礎が目立ち過ぎているサイン（大手門脇橋前）

①案内サイン（広域）

主に仙台城跡散策の起点に設置しており、仙台城跡全体図、現在地や各遺構の場所、ルート等の内容を表示しています。当該サイン付近の遺構の解説を載せているものもあります。今後は、仙台城跡来訪者の利便を図れるよう設置場所・内容について検討します。



図 7-24 案内サイン（国際センター正面交差点）

②誘導サイン

仙台城跡散策の各起点、ルートの分岐点等の要所に設置しており、矢羽根型を用いて、行き先と方向・距離を示しています。本章5節にて設定した回遊モデルコースの整備状況に合わせ、新設や既存サインへの追加等を行います。



図 7-25 誘導サイン（仙台城見聞館南）

③解説サイン

仙台城跡の主要な遺構にて、その遺構名を知らせ、写真や絵図等とともに解説を載せています。案内サインと兼用している場合もあります。また、石垣等の災害復旧に関する解説サインも各所に設置しています。今後も、来訪者の史跡に対する理解を深めるため、主要な遺構等のある場所に設置するとともに、最新の情報が提供できるよう版面の更新を行います。



図 7-26 解説サイン（中門跡）

④眺望サイン

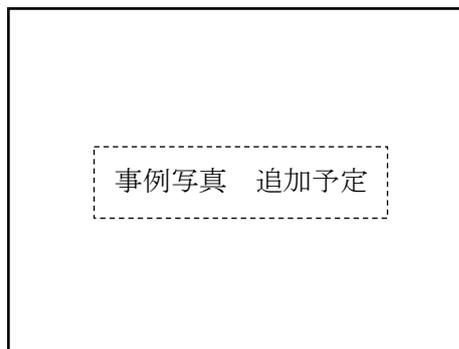
城のビューポイントである本丸北東と二の丸東辺に設置しており、城の“いまむかし”を絵図と写真による対応で示しています。今後は、眺望確保に併い、特に本丸整備ゾーンでの充実を図り、併せて本丸跡内部における回遊性の向上を図ります。具体的には、本丸南東部巽門跡付近（経ヶ峯、広瀬川河岸の露頭、愛宕山、大年寺山、太平洋等）や本丸北側（石切り場：国見地区、七ツ森等）からの眺望に対するサインを設置します。今後設置する版面には、絵図・現在の写真とともに、眺望に関係する仙台城の歴史に伴うエピソード等や、当該設置箇所から眺望できる「仙台城跡に関連する歴史資産」を載せ、来訪者の興味・関心に応えます。



図 7-27 眺望サイン（本丸北東）

⑤制御サイン

制御サインは、来訪者が安全・快適に城内を散策できるよう、来訪者の活動の一部を抑制するためのものです。仙台城跡内の回遊性向上に伴い、使用禁止のもの、立入禁止の箇所等を周知するサインの設置を行います。



⑥史跡標識

史跡仙台城跡の所在を示すものとして、長沼北東、大手門跡北、本丸北東に設置しています。大手門史跡名称・指定日・建設年月日・「文部科学省」の文字を彫っています。材質や記載すべき事項は、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」によって定められています。史跡標識は、史跡名称の表示にとどまらず、来訪者に史跡の存在を示す重要なポイントになっていることから、動線計画に即した適切な配置と周辺環境の整備に努めます。来訪者の回遊を促す拠点づくりを目的に増設を検討します。



図 7-29 史跡標識（長沼北東）

(3) パンフレット・リーフレット設置の計画

現在は、仙台城見聞館内にのみ、史跡案内図と見どころを紹介したポケットサイズのリーフレットを準備しています。今後は、本節（1）で言及した仙台城見聞館以外の施設として、青葉山公園（仮称）公園センターの他、各拠点（地下鉄東西線「公園センター駅」や、扇坂下厩の東屋（予定）等）と連携し、それらの施設来訪者への周知を図るため、リーフレットの設置を進めます。

(4) 関係団体施設整備

ガイドボランティアは、現在、仙台城見聞館を拠点にし、本丸跡を中心に来訪者への城のガイド活動を行っています。今後は、青葉山公園（仮称）公園センターもガイド活動の拠点にできるよう、公園課と連携・調整を進めます。

(仮文) 景観に配慮した統一的なデザインとします。

本節は、下記を実施後、
節冒頭の文章や各項目について追記予定

- ・公園課へのヒアリング
- ・第11回委員会後の把握調査

(1) 便益施設

① 休憩施設

史跡内の来訪者の動線に配慮し、必要に応じ設置するものとします。本丸跡縁辺地整備区域は、関係部局と調整の上、眺望の確保とともに来訪者がくつろぐためのベンチ等の設置を検討します。

今後、検討・追記予定の内容

- ・意匠・構造・材質等に関する留意点
※詳しいデザインや場所の計画は、整備基本計画以後の基本設計等にて検討
- ・ベンチ以外、四阿等の休憩施設の新設や改修に関すること等

② 便所

今後、青葉山公園（仮称）公園センターに新設されることから、本計画では新設は行いません。ただし、今後の整備で必要と判断された場合は関係部局と検討・協議します。

③ 照明

今後、検討・追記予定の内容

- ・平成17年「整備基本計画」p.49「通行の安全や治安を考慮して、園路等に極端な暗部ができないように設置」とされた整備の進捗と、今後の要実施について
- ・夜間活用へ向けた照明について

④ 園路および園路付随の便益施設

車道の脇に設置された園路は、幅員が狭いことから、来訪者の歩行に支障をきたす可能性があるため、改善を図っていきます。さらに、足腰が弱い人に配慮し、登城路での東屋やベンチの設置を行います。また、登城路の急勾配な箇所には手摺等を設けます。これらの整備は基本的にバリアフリーを意識した設計とします。

(2) 扇坂下整備区域周辺の案内便益施設

国際センター駅から扇座より二の丸へ上がり、大手門にいたるルートへの誘導案内機能をもった施設（東屋等）の設置について検討します。

(3) 防災・安全対策施設

防災・安全に関する施設は、庁内防災担当部局と協議します。

今後、検討・追記予定の内容

- ・史跡地内での火事への対策、地震への対策、火事や地震の際の避難誘導のための対策について

- ・ 高所や崖地に面した箇所での安全対策（安全柵、立入禁止サイン等）
- ・ 動物（クマ）等の生息域との関係や対策について

城郭の基本形状となっている自然地形を保全すると共に、発掘調査等の成果に基づいた地形の復元を図ります。なお、地形の保全や復元等に当たっては、関係部局と調整の上、適切な整備・管理を図ります。

(1) 仙台城跡に残る地形の保全や復元

仙台城跡には、大きく3種類の地形があります。

①自然地形

人工的な変形を受けていない本来の地形

②中世および藩政期の城郭整備を示す人工地形

築城及びその後の城郭造成に伴い形成された地形

③築城以前の変形および近代以降に改変された地形

仙台城として機能していた時期を除いた時代に改変された人工地形

なお、これらのうち①・②と③が重複する場合は、①・②の保存・整備を優先します。

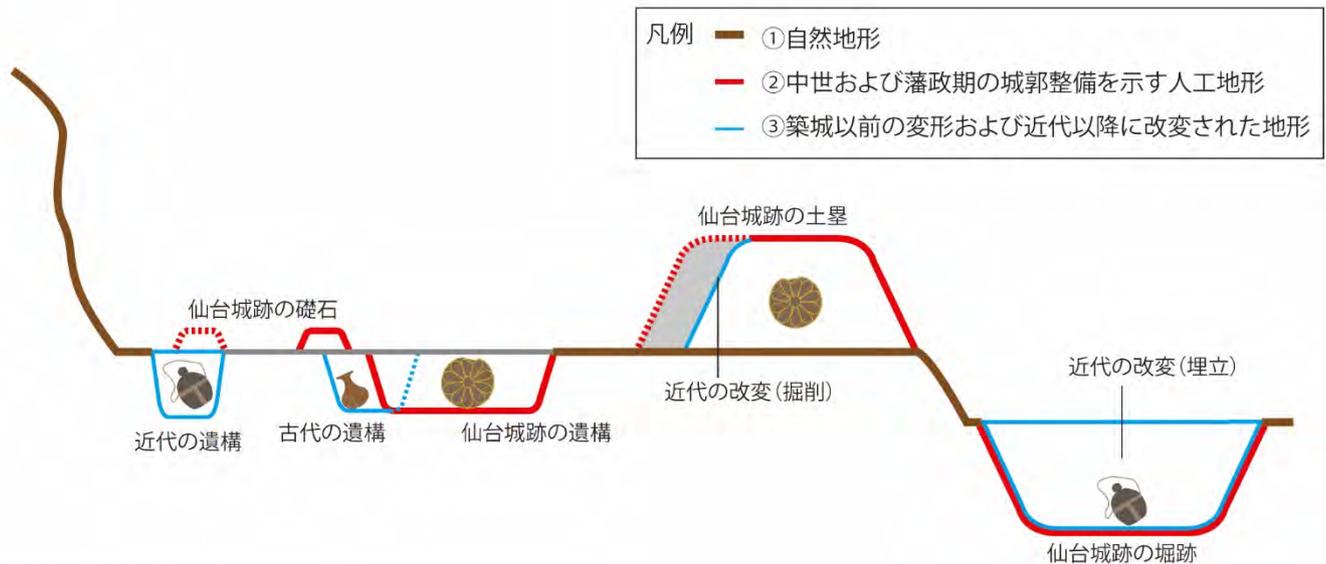


図 7-30 仙台城跡の地形や遺構関係のイメージ

①は、本丸南および東の崖面（崖地整備区域）で、雨水等により浸食されている箇所が該当します。また、追廻厩整備区域には、崖地整備区域から土砂の流出があります。これらについては、現地状況を調査したうえで対応範囲を検討し、法肩部分は崩落が進まないような対応、斜面部分は崩落・落石・土砂流出を防ぐ対応による、地形保全および遺構保護を行います。

②のうち③の近代以降の要因によって改変されている地形は、中島池および巽門跡南東の堀（馬出堀）が該当します。これらについては、仙台城跡の本質的価値を知っていただくため、堆積土を除去し復元を検討します。ただし、中島池は、条件が整った場合、復元整備を目指します。巽門跡南東の堀（馬出堀）は、「青葉山公園整備基本計画」でも復元することが計画されているため、連携して復元整備を行います。東丸（三の丸）外構の堀跡（現、五色沼や長沼）は現状維持とし、今後も維持管理を継続します。

また、大手門登城路および巽門登城路、登城路や堀等に付帯する土塁は、道路築造や公園整備により改変を受けています。どちらの登城路も現状市道として機能しているため、当面は現状維持とします。登城路の完全な地形復元に際しては、廃道の手続き等が必要となります。巽門登城路は、発掘等の調査を行った後、遺

構表示や一部の地形復元などの整備を検討します。土塁は、盛土による遺構表示を検討します。

(2) 地形保全のための排水機能の確保

来訪者にとっての快適な城内環境を整備するため、大雨時の詰まりと路面の流水等の防止に留意した排水施設を設け、定期的な清掃などによる維持管理に努めます。



図 7-31 目詰まりしている側溝

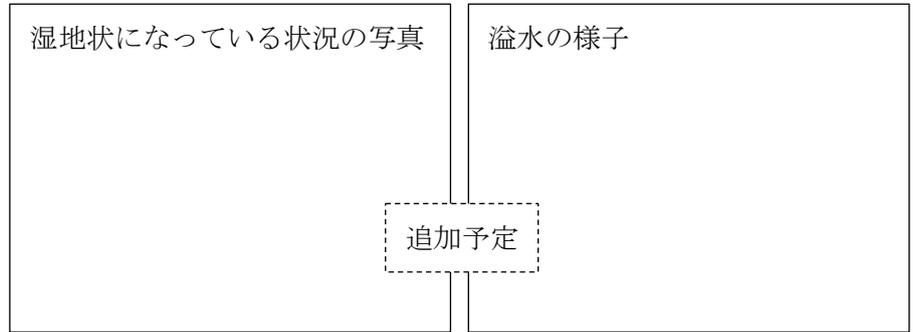


図 7-32 湿地状になっている状況

図 7-33 溢水の様子